

# 様

## 平成25年度 政府施策に関する提案・要望書



世界遺産を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」(大浦天主堂)



上海に入港するオーシャンローズ号(長崎～上海航路)



国境離島の対馬から望む釜山(韓国)の夜景



平成24年6月

 長崎県

長崎県政の推進につきましては、日頃から格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国の経済は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかに持ち直しているとされているものの、電力供給の制約や原子力災害の影響、更にはデフレの影響や雇用情勢の悪化への懸念が残っていることから、その先行きは不透明なものとなっています。

一方、本県においても震災後の持ち直しの動きはあるものの、依然として有効求人倍率は低い水準で推移するなど、引き続き厳しい雇用環境が続いております。

そのため本県では、国の制度を積極的に活用しながら、雇用をはじめ医療、福祉、介護、子育てなど県民の暮らしを守る施策や、産業の振興、交流の拡大を下支えする鉄道、道路などの交通基盤の整備に力を注いでおります。

また、本県の長年にわたる課題である県民所得の低迷や人口の減少、離島をはじめとする地域活力の低下などを解決するためには、県内産業の活性化や製造業を中心とする地場企業全体の底上げ、離島内消費の拡大や誘客の促進などが必要であるとの認識のもと、各種施策やプロジェクトに全力で取り組んでいるところです。

このような取組を着実に進めていくためには、県自身が従来にない思い切った発想で問題解決に向けて取り組むだけでなく、国のご理解とご協力が必要不可欠であることから、「平成 25 年度政府施策に関する提案・要望書」を取りまとめ、制度や事業の創設、本県の主要プロジェクトへのご支援などをお願いするものです。

本要望書の実現は、本県の総合計画に掲げる「人が輝く、産業が輝く、地域が輝く長崎県」を実現させるためには欠かせないものであることから、国におかれましては、平成 25 年度の政府施策の決定や予算編成にあたりましては格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

平成 24 年 6 月

長崎県知事 中村法道

長崎県議会議長 宮内雪夫

目 次

■長崎県総合計画に  
おける施策体系

■項目一覧

番号	項 目	頁
1	離島振興対策の充実について	1
2	国営諫早湾干拓事業について	3
3	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への平成26年度登録の実現について	5
4	「地域発の地域づくり」実現のための地方税財源の充実等について	7
5	西九州自動車道の整備促進について	9
6	有明海等再生のための総合的対策の実施について	11
7	新アジア軸構築プロジェクトについて	13
8	「日本海側拠点港」および「離島港湾」の整備促進について	15
9	C I Q体制の強化について	17
10	農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について	19
11	九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）の整備促進について	21
12	幹線道路（地域高規格道路・国道・県道）の整備促進について	23
13	再生可能エネルギーの普及促進について	25
14	電源三法交付金制度の見直しについて	27
15	石炭火力による安定的な電力供給確保について	29
16	合併後の新市町への支援策の充実強化について	31

## 目 次

■人が輝く長崎県			■産業が輝く長崎県				■地域が輝く長崎県		
1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.
未来を託す子どもたちを育む	一人ひとりをきめ細かく支える	人を育てる、人を活かす	力強く豊かな農林水産業を育てる	次代を担う産業と働く場を生み育てる	地域の魅力を磨き上げ人を呼び集める	アジアと世界の活力を呼び込む	「地域発の地域づくり」を進める	安全・安心で快適な地域をつくる	地域づくりを支えるネットワークをつくる
子どもたちの豊かな心と自立心を育て、個性や能力を伸ばす教育を進めます。	一人ひとりの思いや痛みを敏感に感じ取り、向き合いながら、日々のくらしをきめ細やかに支援します。	お互いが支え合いながら、様々な産業や地域づくりに取り組む人材を育てます。	地域の特性などを活かした収益性の高い農林水産業の実現や、付加価値の向上に取り組めます。	県内産業の生産性や競争力の向上などにより、定住につながる雇用の場を創り出していきます。	本県のソフトパワーである豊かな歴史、自然などの魅力を発信し、県内外から人を呼び集めます。	歴史や文化、人のつながりを活かし、今後も高い成長が見込まれるアジアの活力を本県に取り込みます。	地域のみなさんの声を十分にお聞きしながら、地域自らが進める、特色を活かした地域づくりを応援します。	県民のみなさんが癒しや安らぎを感じていただけるようなくらしづくりに取り組めます。	高速・広域交通体系の整備や地域の交通確保、県土の均衡ある発展をめざします。
			★		★		★		
								★	
					★				★
							★		
			★					★	
				★	★	★			
						★			★
						★			
			★						★
									★
				★				★	
			★	★				★	
				★				★	
							★		

## 目 次

■長崎県総合計画に  
おける施策体系

■項目一覧

番号	項 目	頁
17	沖合漁業等に係る支援・措置対策について	33
18	資源管理・漁業所得補償対策について	37
19	水産基盤及び農業生産基盤整備の促進について	39
20	本明川ダム・石木ダム建設事業の促進について	43
21	九州横断自動車道の4車線化について	47
22	生命・財産を守る、災害に強い安全・安心な社会づくりのための事業促進について	49
23	離島・へき地における医師・看護師確保対策の充実について	51
24	妊婦健康診査の公費負担の継続について	55
25	学校施設の耐震化に係る財源の拡充について	57
26	原油価格高騰対策について	59
27	佐世保港におけるすみ分けの早期実現について	61
28	雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について	63
29	鷹島海底遺跡の保存と活用について	65
30	第69回国民体育大会及び第14回全国障害者スポーツ大会の開催について	67

## 目 次

■人が輝く長崎県			■産業が輝く長崎県				■地域が輝く長崎県		
1. 未来を託す子どもたちを育む	2. 一人ひとりをきめ細かく支える	3. 人を育てる、人を活かす	4. 力強く豊かな農林水産業を育てる	5. 次代を担う産業と働く場を生み育てる	6. 地域の魅力を磨き上げ人を呼び集める	7. アジアと世界の活力を呼び込む	8. 「地域発の地域づくり」を進める	9. 安全・安心で快適な地域をつくる	10. 地域づくりを支えるネットワークをつくる
子どもたちの豊かな心と自立心を育て、個性や能力を伸ばす教育を進めます。	一人ひとりの思いや痛みを敏感に感じ取り、向き合いながら、日々のくらしをきめ細やかに支援します。	お互いが支え合いながら、様々な産業や地域づくりに取り組む人材を育てます。	地域の特性などを活かした収益性の高い農林水産業の実現や、付加価値の向上に取り組めます。	県内産業の生産性や競争力の向上などにより、定住につながる雇用の場を創り出していきます。	本県のソフトパワーである豊かな歴史、自然などの魅力を発信し、県内外から人を呼び集めます。	歴史や文化、人のつながりを活かし、今後も高い成長が見込まれるアジアの活力を本県に取り込みます。	地域のみなさんの声を十分にお聞きしながら、地域自らが進める、特色を活かした地域づくりを応援します。	県民のみなさんが癒しや安らぎを感じていただけるようなくらしづくりに取り組みます。	高速・広域交通体系の整備や地域の交通確保、県土の均衡ある発展をめざします。
			★						
			★						
			★						
								★	
									★
	★								
★									
								★	
			★	★			★		★
								★	
								★	
							★		
					★		★		

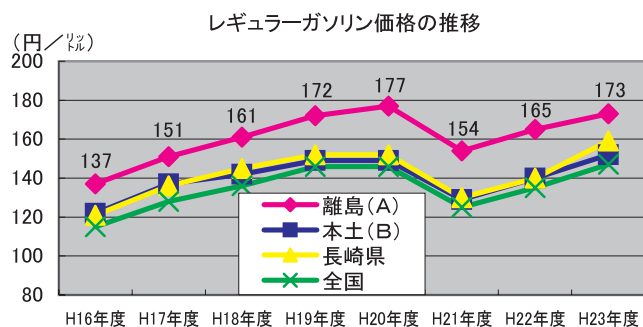
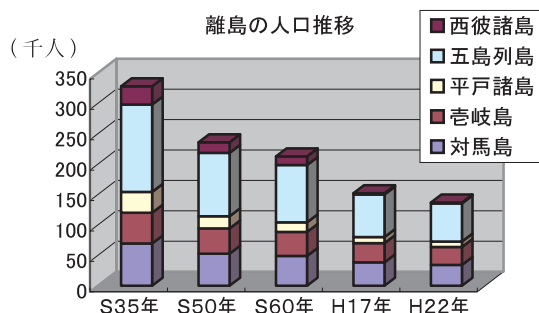


# 1 離島振興対策の充実について

【内閣官房地域活性化統合本部会合、総務省、農林水産省、国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 離島振興法の改正・延長の早期実現を推進すること。なお、平成25年度予算においては、離島地域の創意工夫を活かした自立的発展の更なる促進と定住促進のための新たな振興施策として、以下の施策を講じること。
  - (1) 離島の生活環境、交通通信網の整備のための「離島自主戦略交付金（仮称）」（公共事業予算）の創設による十分な財源確保
  - (2) 離島の定住促進に資するための「離島定住交付金（仮称）」（ソフト事業予算）の創設による十分な財源確保
  - (3) 離島の産業発展を阻害する人流・物流に係る高い輸送コストをはじめとする、離島の地理的・自然的特性に由来する不利条件の解消・緩和、定住環境の格差解消に向けた各種支援制度の創設・拡充
  - (4) 離島のガソリン小売価格の低廉化のための揮発油税の減免など、自助努力だけでは解決できない本土との格差解消
  - (5) 離島においては、地理的条件等に起因する特別の行政経費を要するため、現行の「隔遠地補正」や「属島補正」など離島の財政需要に応じた交付税措置の継続・拡充
- 2 国境離島が果たす国家的役割等の重要性に鑑み、国境離島の振興に関する新法の早期制定を推進すること。なお、新法には以下の内容を盛り込むこと。
  - (1) 国境離島における公共事業に係る国庫補助等の国負担割合のさらなる嵩上げ及び採択基準の緩和、所要額の確保
  - (2) 国境離島が持つ国家的役割を永続的に果たしていくための「国境離島債（仮称）」創設とその償還に対する高率の地方交付税措置
  - (3) 国境離島への立地企業に対する法人関係税の減免や投資促進税制（特別償却、税額控除）、定住促進のための住民関係税（国税・地方税）の減免制度創設、消費税の減免等、思い切った税の特例措置
  - (4) 国境離島に住民が居住していること及び漁業者が漁業活動を行っていることによる密漁・密入国の監視等、国境域管理に資する活動を支援するための新たな財政支援制度を創設するとともに、国境周辺の無人島については国有化したうえでの経済活動拠点としての整備
- 3 離島の豊かな地域資源を最大限に活用し、本土との格差是正・地域産業の振興・交流人口の拡大など先進的なモデル地域としての再生を目指すため、本県から提案する「離島総合特区（仮称）」を地域活性化総合特別区域として指定すること



## 【1について】

### ○「離島自主戦略交付金（仮称）」の創設とは

生活環境、交通通信網の整備など離島地域の生活と産業・経済の安定・向上のためのハード事業に対し、地方の裁量により幅広く使える「離島自主戦略交付金（仮称）」の創設を望みます。

### ○「離島定住交付金（仮称）」の創設とは

離島航路の運賃低廉化、医療費等の住民負担の軽減化など、離島の定住促進のためのソフト事業に対し、地方の裁量により幅広く使える「離島定住交付金（仮称）」の創設を望みます。

### ○人流・物流に係る高い輸送コストとは

不利条件の中でも、特に物流にかかる輸送コストは、農林水産業をはじめとしたあらゆる産業の競争力を低下させる要因となっているとともに、住民生活に大きな負担となっています。

また、観光客を呼ぶにしても、人流にかかる輸送コストである交通運賃が高いため、交流人口の拡大の大きな障壁となっています。

離島の厳しい状況を打開し、住民が住み続けられる環境を整えるためには、不利条件を解消し、競争条件を本土と同等以上にすることが不可欠であることから、物流・人流にかかる燃油等の輸送コストをはじめとした離島の地理的・自然的特性に由来する不利条件の解消・緩和、定住環境の格差解消に向けた各種支援制度の創設、充実を望みます。

### ○離島のガソリン小売価格の低廉化のための揮発油税の減免とは

公共交通機関や自家用車等の移動手段、漁船や農林業関係機械、施設といった産業活動などに大きな影響を与えるガソリン等燃油価格は、小規模な人口に起因する需要の少なさも相まって、本土に比して割高になっています。

離島での生活に欠かせないガソリンについて、本土との格差を解消するため、揮発油税の減免等、本土との格差解消措置を望みます。

### ○「隔遠地補正」や「属島補正」などの交付税措置の継続・拡充とは

現在、離島等の隔遠地に所在する市町村に対しては、普通交付税算定上「隔遠地補正」として隔遠地により増高する旅費、通信運搬費等が算入されています。

離島の特性に配慮した「隔遠地補正」や「属島補正」などの財政需要に応じた交付税措置の継続・拡充を望みます。

## 【2について】

### ○国境離島の振興に関する新法の早期制定とは

わが国領土の外縁に位置し、その地理的条件から離島が抱える不利条件が顕著に現れる地域で、また、領域・排他的経済水域の保全等、今後も国家的に重要な役割を担っていく国境離島は、他の離島よりさらに特別な振興・保全策の推進が必要であり、早期の法制化を望みます。

### ○「国境離島債（仮称）」創設とは

国境離島が持つ国家的役割を永続的に担っていくための「国境離島債（仮称）」を創設し、市町村事業だけでなく、県事業を含めたハード・ソフト両面の事業を対象にした新たな財政支援制度の創設とその償還に対する高率の交付税措置を望みます。

### ○立地企業に対する法人関係税、住民関係税の減免制度及び投資税額控除制度とは

国境離島における法人関係税の減免制度や新たに取得した建物・機械等の価格の一定割合を法人税から控除する制度など、産業の誘致を強力に後押しする制度の創設を望みます。また、地方税の減免制度の創設にあたっては地方交付税による減収補てん措置を望みます。

### ○国境域管理に資する活動を支援するための新たな財政支援制度とは

国境離島は、そこに住民が居住していること等を通じて、密漁・密入国の監視等、重要な国家的役割を担っていることから、国境域管理に資する活動に対する新たな財政支援制度の創設を望みます。

## 【3について】

### ○離島総合特区（仮称）とは

離島という不利条件の中で地域産業の振興や交流人口の拡大等を目指すには、規制の特例措置に加え、税制・財政・金融上の支援措置等が不可欠であることから、総合特別区域法に基づく地域活性化総合特別区域としての指定を望みます。



## 2 国営諫早湾干拓事業について

【農林水産省、国土交通省、環境省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 開門は、地域の生命、財産に関わるものであり、
  - 平成23年6月10日に公表された環境影響評価準備書（素案）において、開門しても有明海全体の環境改善には繋がらない一方で、開門すれば、地元には重大な影響・被害が生じることが科学的に明らかになったにもかかわらず、示された対策は到底万全なものとは言えないこと
  - 平成23年10月18日公表の環境影響評価準備書においても同様の結果であったこと
  - 平成23年6月27日に長崎地方裁判所において、防災効果や営農効果など諫早湾干拓事業の公共性と漁業補償契約の有効性を認め、開門請求を棄却する判決が出されたこと
  - 開門により被害・影響を直接受ける地元住民、農業者、漁業者の方々が、地域の安全を確保し、生活の基盤を守るため、開門差止め訴訟及び仮処分申請を行っていること
 等を踏まえ、開門の方針を白紙から見直すこと  
 また、地元の同意なくして、開門に向けた準備を進めないこと
- 有明海の貝類等の漁業不振の原因は、熊本新港、筑後大堰等の巨大事業や、ノリの酸処理等の複合的な要因によるものであるにもかかわらず、これらの原因究明が未だなされていない。中でも、ノリの酸処理等の因果関係の調査などを早急に行うとともに、有明海再生に向けた水産振興策を実施すること。
- 「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づく水質保全対策や水辺空間づくりについて、下記のとおり推進及び支援を行うこと
  - 調整池及び流入河川・水路の効果的な直接浄化対策の検討・実施及び検証
  - 流入河川及び調整池の水質に影響を及ぼす自生植物の除去等適切な管理の実施
  - 生活排水処理施設整備に係る財政支援
  - 環境（調整池）に負荷をかけない農業の取り組みの推進



### 【1 開門方針の見直しと地元の同意のない開門への反対について】

#### ○生命・財産に関わるとは

諫早湾干拓事業が完成し、防災機能が強化され、地域住民の皆様はようやく災害の不安から解放され、枕を高くして眠ることができるようになりました。造成された干拓農地では入植された農業者の方々が環境に優しい農業に全力で取り組まれており、収穫されたばいれいしょ、レタス等は市場から高い評価を受けております。更に、背後地農地でも用水不足や排水不良が解消され畑作が拡大するとともに、諫早湾の漁業においても、工事が終了しやっとなり魚場環境が安定しつつある中、近年養殖カキやアサリの漁獲量が拡大するなど、漁業者の方々の水産振興に向けた弛まぬ努力の成果が現れてきております。

仮に、開門が行われれば、これらの地域防災、農業、漁業面等において重大な影響・被害が生じることとなります。

#### ○環境影響評価準備書（素案）および環境影響評価準備書の結果とは

平成23年6月10日に公表された諫早湾干拓事業の潮受堤防の排水門の開門に係る環境影響評価準備書（素案）や10月18日公表の同準備書の結果において、開門により諫早湾内及び周辺地域では、防災・農業・漁業への重大な影響・被害が生じる一方で、開門による潮流や水質等の変化はほぼ諫

早湾内に止まり、有明海全体の環境改善につながらないことが科学的に明らかにされています。

開門の受け入れ理由として、菅前総理は、平成23年1月28日付の回答書において、「有明海再生を目指す観点から総合的に判断」したとされていましたが、開門が有明海の再生につながらない以上、開門の意義は認められません。

また、示された対策は到底万全なものとは言えず、しかも、地元が繰り返し具体的に問題点を訴えているにもかかわらず、一向にこれを見直す姿勢を示していません。

菅前総理は、環境アセスメントの結果を踏まえて、「政府一体となって万全の事前対策を講ずることにより、長崎県関係者の理解と協力が得られるよう、誠意をもって取り組んでいく」とされていましたが、万全の対策がとれないのであれば、開門すべきではありません。

#### ○平成23年6月27日の長崎地方裁判所の判決とは

小長井町漁協と大浦漁協の一部の漁業者が、排水門の開門を求めた訴訟で、「潮受堤防により高潮を遮断する効果や、限定的ではあるものの、洪水時の防災効果や常時の排水不良対策効果を有するとともに、大規模で平坦な農地を提供し、農業用水を提供するという営農効果を有しており、事業の公共性が低いとは言えない」「開門請求原告らの漁業行使権は、漁業補償契約によりその一部が放棄又は制限されたものであり、制限の範囲を大きく超えるような侵害があったということとはできない。」などとして、開門請求が棄却されました。これは、これまでの本県及び地元関係者の主張の正当性が司法上認められたものです。国は、事業主体としての責任を放棄することなく、控訴審においてもしっかりと主張立証を尽くすべきであります。

#### ○開門差止め訴訟および仮処分申請とは

地域の安全安心と生活の基盤を守るべく排水門の開門を阻止しようと、地域の農業者、漁業者、住民等の350名の方々が潮受堤防排水門開放差止請求訴訟を平成23年4月19日に長崎地方裁判所に提起されました。

また、同年11月14日には、同訴訟の審理中にもかかわらず、国は一方的に開門を前提とした準備を継続しており、開門の危険が高まっているとして、これらの原告の方々が、同裁判所に開門差止めを求める仮処分の申立てを行いました。

開門により直接被害を受ける本県地元の声を真摯に受け止め、開門の方針を見直していただくよう求めます。

#### ○開門に向けた準備とは

平成22年12月6日に諫早湾干拓潮受堤防排水門の常時開放を命ずる福岡高等裁判所の判決が出され、国は、開門により直接被害を被る地域住民、農業者、漁業者らの強い上告要請を聞き入れることなく、開門判決を自ら受け入れたにもかかわらず、開門義務を負ったとして、一方的に開門を押し進めようとしています。

地元の不安や懸念への十分な回答がないまま、国はケース3-2の制限開門を前提とした平成24年度の政府予算を決定しました。また、地元が安心して納得できる対策は依然として示されていない中、地元の了解を得ないまま、国は一方的に開門に向けた事前対策の準備を進めています。

こうした現状において、直接被害・影響を受ける本県の地域住民、農業者、漁業者の同意なくして、開門の準備を進めることが決してないよう求めます。

## 【2 有明海の漁業不振の原因究明について】

#### ○有明海の貝類等の漁業不振の複合的な要因とは

諫早湾干拓事業着工の10年程前に既に貝類の漁獲高は半減しており、有明海の漁業不振は、有明海流域面積の約1/3を占める筑後大堰（諫早湾干拓調整池の約11倍）や有明海の湾口部に3kmの堤防を造った熊本新港の工事の時期、さらには、赤潮や貧酸素水塊の発生原因と指摘されているノリの酸処理の開始時期と重なっていることから、真の有明海再生のためには、これらの要因について調査・分析を行い、総合的に解明していくことが必要です。

なお、福岡高等裁判所の判決では、潮受堤防締切りと諫早湾及び近傍部を除く有明海全体の環境異変との因果関係を否定しています。また、長崎県知事、諫早市長、雲仙市長連名の質問状に対する平成23年1月28日付けの総理の回答書でも「諫早湾及び有明海における漁獲量の減少要因としては、過剰な漁獲圧、温暖化による海水温の上昇、ナルトビエイの食害の増加等複数の要因があると指摘されているものの、未だ科学的・客観的に十分な解明がなされておらず」とされています。

## 【3 「諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」に基づく推進及び支援について】

#### ○直接浄化対策の検討・実施および検証とは

調整池の水質保全に関しては、「行動計画」に基づき、県、国、関係機関でそれぞれ取り組んでいますが、農水省にあっては、諫早湾干拓事業の実施者として、主体的にこれまで実施してきた各対策の検証と調整池の潜在的な汚濁負荷要因となっている底泥の巻上げの抑制に効果のある新たな手法の検討・実施を行っていただく必要があります。さらには、調整池中に含まれる汚濁物質を直接浄化する対策を実施していただくよう強く望みます。

#### ○流入河川及び調整池の水質に影響を及ぼす自生植物の除去等とは

河川管理者である国交省が、管理する場所において、自生植物が枯死して調整池水中へ溶出しないうように、また、衛生害虫の発生を防止するため、定期的に刈り取るなど適正な管理を行っていただくよう望みます。

#### ○生活排水処理施設整備に係る財政支援とは

浄化槽設置に係る国の交付金の負担割合の拡大（1/3→1/2）や公共下水道等の交付の拡大を実施していただくよう望みます。

#### ○環境（調整池）に負荷をかけない農業とは

調整池への流出負荷割合の大きい農地からの汚濁負荷削減対策として、地域における減化学肥料や畑地からの表土流失防止及び水田からの濁水管理などの環境保全型農業への取組について、国、自治体、農業者が一体となって推進していただく体制作りを強く望みます。

### 3 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界遺産への平成26年度登録の実現について

【文部科学省】

#### 【提案・要望の具体的内容】

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について、国からユネスコへ平成24年度に推薦すること

あわせて

- (1) 構成資産の国指定・選定の一層の促進を図ること
- (2) 構成資産の保存・公開や周辺環境の整備・修景などに係る技術的・財政的支援を行うこと

#### 【この要望の背景・必要性は以下のとおりです】

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、キリスト教の伝来と繁栄、激しい弾圧と250年もの潜伏、そして奇跡の復活という世界に類を見ない日本におけるキリスト教の伝播と浸透のプロセスを物語っており、日本国内のみならず世界的にも高い価値を有する資産です。

特にバチカンからは高く評価され、長崎県の世界遺産登録に向けた取組を積極的に応援するとのメッセージをいただいています。

また、国際専門家からも本資産は、キリスト教に関係する他の世界遺産との差異が明確であるとして、高い評価を受けています。

平成26年度は、大浦天主堂（長崎市）における「信徒発見」（1865年3月）から150周年というキリスト教界における重要な節目の年となっており、この年に世界遺産登録が実現することが、最も資産の価値を高め、広く世界に認知していただくことにつながります。

長崎県では、平成19年（2007年）に暫定一覧表に登録されて以降、世界遺産登録に向け、顕著な普遍的価値の証明や資産の万全の保護措置など様々な作業を文化庁の支援のもと進めてきました。その結果、この度推薦書原案をとりまとめ、国に提出したところです。

#### 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産一覧表

No.	構成資産	種別	指定状況	所在市町	No.	構成資産	種別	指定状況	所在市町
1	大浦天主堂	国史跡	○	長崎市	7	田平天主堂	重文	○	平戸市
2	出津教会堂と関連遺跡	重文景 重文	○ ○		8	平戸島の聖地と集落	重文景	○	
3	大野教会堂	重文景 重文	推 進 中 ○		9	旧野首教会堂と関連遺跡	重文景 重文	○ 推 進 中	小値賀町
4	日野江城跡	国史跡	○	南島原市	10	頭ヶ島天主堂	重文景 重文	○ ○	新上五島町
5	原城跡	国史跡	○		11	旧五輪教会堂	重文景 重文	○ ○	五島市
6	黒島天主堂	重文景 重文	○ ○	佐世保市	12	江上天主堂	重文	敷地指定 推 進 中	
					13	天草の崎津集落	重文景	○	熊本県 天草市

※ ○は、国指定・選定を示す。



【平成26年度世界遺産登録の実現について】

- 「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について、国からユネスコへ平成24年度に推薦することとは

ユネスコへの文化遺産の推薦は、平成24年度から各国1件となりました。

長崎県では、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の平成26年度の登録を目指して、顕著な普遍的価値の証明や資産の万全の保護措置など様々な作業を文化庁の支援のもと進めてきました。

あわせて、推薦書原案の作成や図面・資料映像等各種資料等の作業を進め、この度推薦書原案をとりまとめ、国に提出したところです。

つきましては、平成26年度の世界遺産登録が実現できるように24年度中に国からユネスコへ優先的に推薦して頂くよう要望します。

- 構成資産の国指定・選定の一層の促進を図ることとは

世界遺産の構成資産となるためには、国の重要文化財や史跡に指定されるか、重要文化的景観に選定される必要があります。

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産の国指定・選定については、文化財としての価値付けのための調査等を実施しておりますので、引き続き国の積極的な支援を望みます。

また、価値付けが行われた文化財については積極的な国指定・選定を望みます。

- 構成資産の保存・公開や周辺環境の整備・修景などに係る技術的・財政的支援を行うこととは

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産は、教会堂などの建造物のみではなく周辺の関連する施設などを含んでいたり、聖なる山や崇敬の地、集落などをも構成資産としております。

そのため地元では、構成資産の保存・公開や周辺環境の整備・修景に係る重要文化的景観の整備活用計画を平成24年度中に策定する予定です。

つきましては、文化財調査官による現地指導などの技術的支援や構成資産の保存・公開や周辺環境の整備・修景などに係る国の補助金等による財政的支援を要望します。



旧野首教会（国重要文化財指定推進中）



新上五島町崎浦の五島石集落景観（頭ヶ島天主堂）

## 4 「地域発の地域づくり」実現のための地方税財源の充実等について

【内閣府・総務省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進  
地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、住民とともに政策を決定し、責任を負う仕組みを構築するため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地域の実情に配慮しつつ、より一層地方税財源の充実・強化及び自由裁量の拡大を図ること
- 2 地方交付税の充実強化
  - (1) 全国一律の基準ではなく、各地域に必要な財政需要を適切に捕捉し、離島やへき地対策など、多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性に十分配慮すること
  - (2) 社会保障費の増嵩に対し、単純に他の行政経費を圧縮することにより対応するのではなく、厳しい経済雇用情勢を踏まえた、投資事業を含む地方の財政需要を適切に積上げること
  - (3) 地方交付税の安定性、地方公共団体の予見可能性を高めるために、地方交付税の法定率の引き上げを実施するとともに、臨時財政対策債の発行等によらず、地方全体として必要な地方交付税の額を確保し、財源保障機能及び財源調整機能の強化を図ること
  - (4) 地方が国を大きく上回る行政改革を断行していることを踏まえ、国家公務員給与減額措置に準じた地方公務員の給与引き下げを前提とする地方交付税や義務教育費国庫負担金の削減等を行わないこと
- 3 地域自主戦略交付金の制度改善等
  - (1) 地域自主戦略交付金については、地方の自由裁量の拡大、継続事業の円滑な実施の確保の観点から、地方が必要とする事業費総額を十分に確保すること
  - (2) 客観的指標の検討に当たっては、今後実施すべき社会資本の状況、条件不利地域や財政力等により一層配慮するなど、地方の実情を反映させたものとする
  - (3) 地域自主戦略交付金を含め、交付金を創設又は制度変更する場合には、配分基準や対象範囲等を速やかに示し、地方の予見可能性を高めることで、地方にとって使いやすい制度となるよう十分に配慮すること
- 4 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映
  - (1) 地方行財政の制度設計に当たっては、地域の自主性及び自立性を高めるため、「国と地方の協議の場」などにおいて、地方の意見を十分に聴取した上で、確実に反映するとともに、決して、国の財源捻出のために、地方交付税の削減や補助金の削減を行わないこと
  - (2) 社会保障・税一体改革に伴う地方消費税・地方交付税の配分に当たっては、本県の離島や過疎地域のように高齢者の占める割合が高い一方で税収が少ないことなど地域の特殊性・実情に十分配慮すること
- 5 国の経済対策等による基金事業の期間終了後の財源措置  
現在基金を財源としている妊婦検診の無料化など、本来臨時的な対応ではなく恒常的に実施すべきものについては、基金事業終了後も引き続き実施できるよう、恒久的な財政措置を講じること



## 【2 地方交付税の充実強化について】

### ○ 多くの離島や極めて長い海岸線を有する本県の特殊性とは

- ・ 県土は、陸域面積は4,105km<sup>2</sup>ですが、県域は海域を含め東西213km、南北307kmにわたり、九州本土全域と同じ広がりをもっています。海岸線延長は4,203kmで全国2位の長さです。
- ・ 県内移動に非常に大きなコストを要し、行政効率・生産効率が上がりにくい構造であり、特に、学校や警察、その他行政機関を効率的に配置できない等行政コストが割高となっています。

人口一人当たりの歳出（平成21年度決算）	長崎県	全国平均	全国比
○ 福祉・子育て支援の経費	6万9千円	5万3千円	1.3倍
○ 教育の経費	10万9千円	8万7千円	1.3倍
○ 警察の経費	3万0千円	2万6千円	1.1倍

### ○ 地方交付税の安定性、地方公共団体の予見可能性とは

- ・ 平成24年度の地方財政計画における地方一般財源総額は前年度と概ね同水準ですが、増嵩する社会保障費に他の経費の圧縮により対応している状況が続いております。
- ・ 継続する地方財源不足には臨時財政対策債の発行により対応されており、その償還を地方が行う必要があることから、将来の地方財政の健全性を阻害しています。

地方財源不足の状況	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
○ 地方財源不足額（億円）	57,044	44,200	52,476	104,664	182,168	142,452	136,846
うち臨時財政対策債（億円）	29,072	26,300	28,332	51,486	77,069	61,593	61,333

## 【3 地域自主戦略交付金の制度改善等について】

### ○ 財政力や社会資本整備状況等地域の特殊性とは

- ・ 本県の財政状況  
自主財源である県税収入が少なく、地方交付税や国庫支出金などの依存財源の割合が高い。  
（自主財源比率：32.7%（全国41位）、経常収支比率：97.2%（全国8位））
- ・ 本県の社会資本整備の状況  
都市部に比べバスや鉄道網等の公共交通サービスが限定される。また、道路等の改良率が低いなど、これまでの社会資本整備が他の地域に比べ遅れている状況です。

道路（国道・県道）の整備状況（H21.4）	長崎県	全国	全国比
○ 改良率（%）	69.9	75.0	0.932
○ 整備率（%）	53.6	58.9	0.910

## 【4 地方行財政制度への地方の意見の確実な反映について】

### ○ 国の財源捻出のために地方財源総額の削減を行わないとは

- ・ 本県では、三位一体の改革の際、平成16年度から18年度までの3年間で306億円もの地方交付税が削減され、住民生活に直結する経費さえ削減せざるを得ませんでした。
- ・ 地域の住民が主役となり、その住民の意思を踏まえ、地域が主体的に政策を選択し、その選択に地域が責任を負う「地域発の地域づくり」の実現のためには、地方税財源の充実・強化が不可欠です。

### ○ 社会保障・税一体改革に伴う地方消費税・地方交付税の配分に当たり地域の特殊性・実情に十分配慮するとは

- ・ 消費税を上げた際の国と地方の配分割合は、国と地方の協議の場等での議論を経て決定されましたが、詳細な制度設計は今後議論されることとされており、持続可能な社会保障の実現のためには、離島や過疎地域など地域の実情に応じたサービス及びそのための財源確保が必要になってきます。

## 【5 国の経済対策等による基金事業の期間終了後の財源措置について】

### ○ 国の基金事業終了後も、恒久的な財政措置を講じることとは

- ・ 平成21年度の国の経済対策等に伴い創設された基金の多くが平成24年度末でその期限を迎えますが、その中には妊婦検診の無料化など本来的には恒常的に実施すべきものが含まれており、その財源が必要になってきます。

# 5 西九州自動車道の整備促進について

【国土交通省】

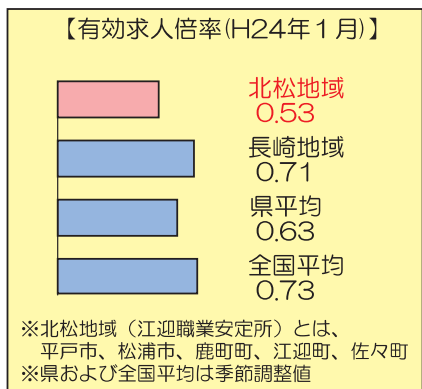
## 【提案・要望の具体的内容】

西九州自動車道に関して、以下により事業促進を図ること

- (1) 伊万里松浦道路の整備予算の確保と、その促進
- (2) 松浦市～佐々町間の早期事業化
- (3) 佐世保中央IC～武雄JCT間の4車線化



### 北松地域の有効求人倍率



### 松浦市～佐々町間は唯一の未着工区間(ミッシングリンク)

起点：福岡市 終点：武雄市	全延長 (km)	供用延長 (km)	事業中延長 (km)	未着手延長 (km)	供用率 (%)
福岡	47.4	38.6	8.8	0	81.4
佐賀	49.1	18.8	30.3	0	38.2
<b>長崎</b>	<b>60.0</b>	<b>33.9</b>	<b>7.1</b>	<b>19.0</b>	<b>56.5</b>
合計	156.5	91.3	46.2	19.0	58.3

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

有効求人倍率が0.53と県内平均に比べて低位で推移するなど、地域活力の低迷に悩む県北地域においては、地場産業の競争力の強化や、豊かな観光資源を活かした観光振興の推進により、地域経済の活性化を図る必要があります。

西九州自動車道が整備されると、農水産物等の輸送コストの削減、消費者ニーズに合わせた商品の素早い供給による競争力の強化などにより、地場産業の発展が望めます。また、平成23年9月に開通した佐々ICの近くに工業団地が造成中であるなど、雇用を拡大する企業立地の推進が図られます。さらに、福岡方面からのアクセス時間短縮や、近隣地域と連携した新たな観光ルートの開拓・展開による、観光客の増加などにも大きな期待が寄せられています。

加えて、東日本大震災の原発事故を踏まえ、各自治体において防災計画の見直しがなされつつあり、原発事故の際の緊急避難路としての役割など、今後県北地域における西九州自動車道の重要性はますます高まるものと思われまます。

昨年9月には、佐々IC～相浦中里IC間（延長4.0km）が開通し、所要時間の短縮や大幅な渋滞緩和が図られているところですが、現在の供用率は5割程度と依然として低い状況であり、地域活力の向上を図るため、さらなる整備予算の確保と、その促進が必要です。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

**・伊万里松浦道路の整備予算の確保と、その促進**

伊万里松浦道路の終点に当たる松浦市は、日本有数のあじ・さばの水揚げ量を誇る松浦魚市場を抱える漁業基地であり、漁業が地域の主産業となっています。このため、水産物の商品価値の向上、販路拡大、輸送コストの削減などに直結する当該道路には地域活性化の起爆剤として、地域から大きな期待がかけられています。

従って、近年の公共事業削減の流れの中、早期完成に向けた予算確保が課題です。

**・松浦市～佐々町間の早期事業化**

松浦市～佐々町間は残された唯一の未着手区間です。

当該区間だけが高速道路ネットワークから取り残されると、観光業をはじめとした地域産業の競争力や救急医療体制など様々な面で地域間格差が生まれることとなります。

また、高速道路ネットワークは、全線つながってこそ、その効果が最大限発揮されるものであり、当該区間以外の地域も全線開通により大きな効果が見込まれます。

従って、県北地域全体の地域振興を図るには、早期に全線整備されることが必要であるため、未着手区間（松浦市～佐々町間）の早期事業化が喫緊の課題となっています。

なお、このような中、平成24年1月には当該区間の環境影響評価及び都市計画手続きに着手することが公表され、本年2月より手続きを開始したところです。

**・佐世保中央IC～武雄JCTの4車線化**

平成22年3月の相浦中里IC～佐世保みなとIC間の供用後、特に佐世保みなとIC～大塔IC間において交通混雑が見られました。また、その後の無料化社会実験においては、佐世保中央IC～佐世保大塔IC間で渋滞が発生しました。将来無料となれば、延伸とも相まってさらなる交通混雑が予想されるため、4車線化を図る必要があります。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・伊万里松浦道路の整備促進のため、予算確保がなされることを望みます。
- ・松浦市～佐々町間の早期事業化を望みます。
- ・佐世保中央IC～武雄JCTの4車線化の早期着手を望みます。
- ・西九州自動車道全体の早期完成のため、上記3項目について予算規模が拡大されることを望みます。  
（全体予算：H21 122億円、H22 67億円、H23 39億円、H24 33億円）

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・福岡をはじめとする九州の主要都市や本州との時間短縮や定時性の確保により、地域間の連携強化や交流促進を図り、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを強く支援します。

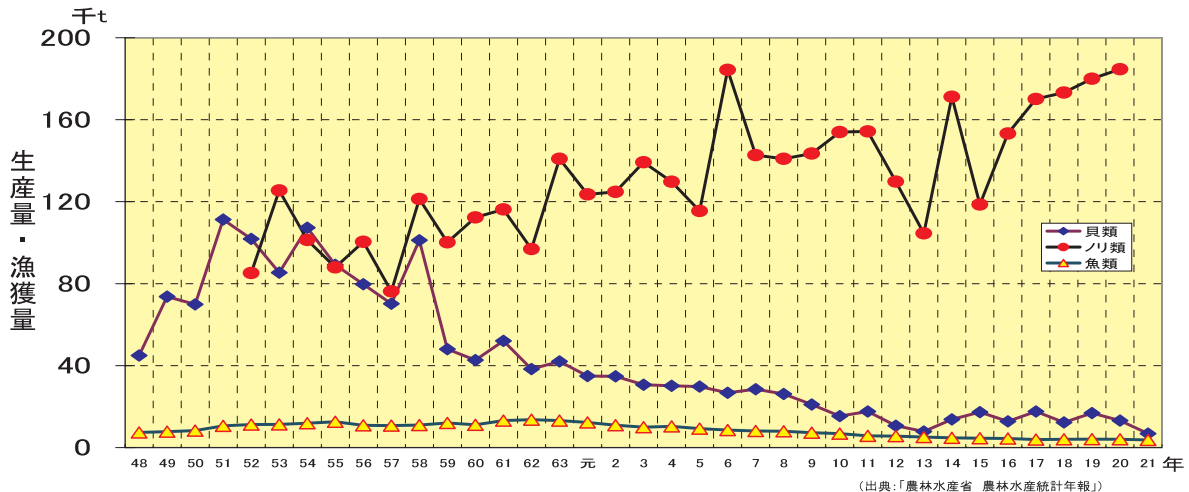


## 6 有明海等再生のための総合的対策の実施について

【農林水産省、環境省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 有明海の再生、水産資源の回復を図るためには、海域環境に影響を及ぼした熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事並びにノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、有明海全域における複合的な要因が考えられるため、それらを十分考慮した総合的な調査・研究を行うこと
- 2 有明海・八代海等総合調査評価委員会において、国及び関係県が行う総合的な調査の結果に基づく有明海や橘湾（以下「有明海等」という。）の再生に係る評価を早急に実施するとともに、具体的方策を提言すること
- 3 赤潮、貧酸素水塊及び粘質状浮遊物の発生原因を究明するとともに、これらによる漁業被害の抑制・軽減対策を確立すること  
また、有明海等特別措置法に規定されている赤潮等の漁業被害にかかる具体的支援策を確立させること
- 4 国は、有明海等の再生への道筋を明らかにし、漁場環境の保全、改善及び水産資源回復等による漁業振興を図るために実施する調査・現地実証事業等に関する財源の大幅な拡大を行うこと



有明海における生産量等の推移



赤潮による養殖魚斃死状況

### 【1 有明海等全域における複合的な要因を十分考慮に入れた総合的な調査・研究】

#### ○有明海等全域における複合的な要因を考慮に入れた総合的な調査・研究とは

有明海等の漁業の不振には、熊本新港や筑後大堰等の大規模な工事や、ノリ養殖での酸処理剤の使用や施肥等、多くの要因が絡んでいると考えられるので、総合的な調査・研究を要望します。

### 【2 有明海・八代海等総合調査評価委員会報告について】

#### ○有明海等の再生に係る評価を早急に実施するとともに、具体的方策の提言を行うことは

平成23年8月に有明海等特別措置法が改正され、有明海等総合調査評価委員会が随時開催できるようになり、平成23年10月に再開されたところですが、平成19年度以降の海域環境、水産資源等を巡る状況や、法改正により新たに追加された事項（橘湾等の追加に伴う海域環境に関する調査研究等）について、さらなる調査・検討が必要です。

有明海等の水産資源等の状況を勘案すると、有明海等の総合的な調査結果に基づいて再生に係る評価を行い、それに沿った施策を実施することは喫緊の課題です。

については、有明海等総合調査評価委員会では、上記事項を速やかに評価するとともに、解明すべき課題等について具体的方策を提言するよう望みます。

### 【3 赤潮、貧酸素水塊等について】

#### ○過去において、シャトネラ赤潮及び貧酸素水塊が原因とされるアサリへの被害、最近では平成21、22年にシャトネラ赤潮による養殖魚類への被害が発生しています。また、粘質状浮遊物が毎年継続的に発生し、漁具への付着や入網等により漁業へ支障が生じています。

については、シャトネラ赤潮及び貧酸素水塊及び粘質状浮遊物の科学的な発生原因を究明するとともに、これらによる漁業被害の抑制、軽減策の確立を要望します。

また、平成23年8月の法改正により、国及び地方公共団体は、赤潮等による漁業被害を回避するために必要な措置を講ずることが義務付けられましたが、具体的にはどのような支援を国が行うのかが未だに明確ではないため、具体的支援策を確立するよう望みます。

### 【4 国が、有明海等の再生への道筋を明らかにするために】

#### ○調査・現地実証事業に関する財源の大幅な拡大とは

有明海等再生のために行う総合的な対策である有明海環境改善のための調査・現地実証試験等、アサリ、アゲマキ、タイラギの生産回復対策に関する予算の増額を望みます。

参考 有明海再生のために行う総合的対策（平成24年度予算：1,451百万円）

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| 1. 国営干拓環境対策調査          | 328百万円 |
| 2. 有明海特産魚介類生息環境調査      | 300百万円 |
| 3. 有明海漁業振興技術開発事業       | 400百万円 |
| 4. 有明海漁場環境改善のための実証試験事業 | 423百万円 |

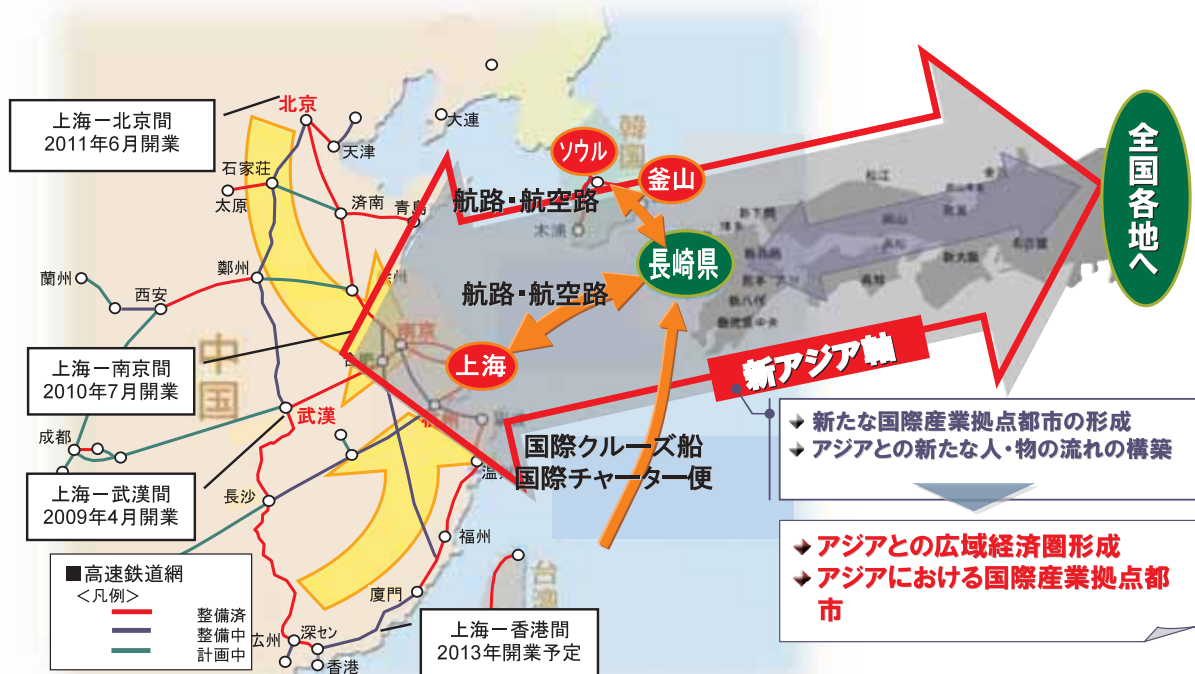


# 7 新アジア軸構築プロジェクトについて

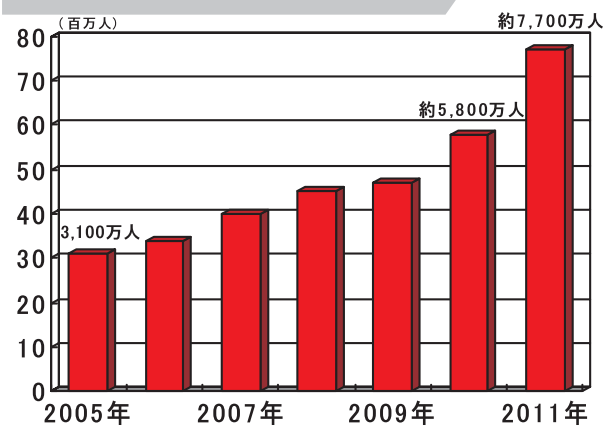
【内閣官房 地域活性化統合本部会合、国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 新成長戦略の実現等、我が国の政策課題を解決するための突破口として位置づけられる国際戦略総合特別区域として、本県から提案する「新アジア軸構築プロジェクト」を指定すること
- 2 観光立国の実現に大きく寄与する上海航路やクルーズ客船誘致拡大等に向けて、港湾施設の機能向上のための予算を確保すること

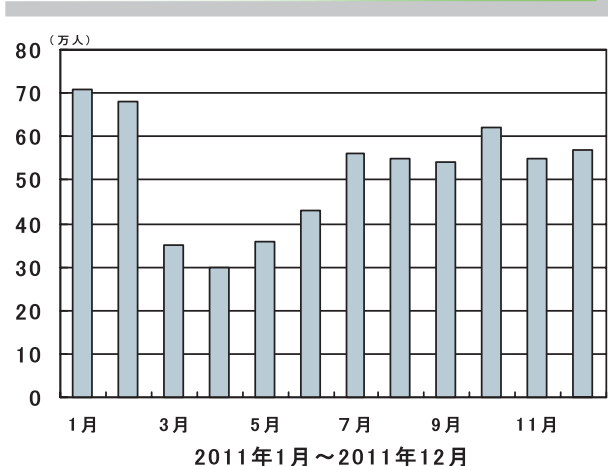


増加する中国の海外旅行者数



出典：中国国家観光局・中国旅行研究院  
※香港・マカオを含む。2011年は見込み。

甚大な大震災の影響 ～訪日外客数の推移～



出典：日本政府観光局(JNTO)

## 【1について】

### ○本県から提案する「新アジア軸構築プロジェクト」とは

長崎県は、アジアの最前線に位置し、日本と海外との交流の窓口として人を呼んで栄え、人々との交流の中で発展してきた歴史があり、このことは、私たち県民の意識に深く根付いています。この特性を發揮しながら、海外への玄関口（ゲートウェイ）として、成長を続けるアジアと我が国をつなぐ結節点としての役割を果たすことが、本県、さらには、日本の成長に資するものと考えており、本県独自の取組として「アジア・国際戦略」を展開しているところです。その中では、長い交流の積み重ねによって培ってきた友好信頼関係の絆をさらに強固なものとし、それを基盤とした施策の展開により、アジアをはじめとする海外の活力を取り込み、経済活性化を図ることとしています。

また、平成23年度には、旅客にウェイトを置いた本格的な日中間国際定期航路「長崎～上海航路」が就航しました。これにより、中国からの海外旅行客を環境効率が高い船舶で、安価かつ大量に輸送することが可能となるだけでなく、日中両国で整備が進む新幹線網や高速道路網を結ぶこととなり、日本とアジアに大きな人や物の流れを生む可能性が生まれることとなります。こうした流れを、強固な友好信頼関係の絆とともに、より太くしていくことが、日本とアジアの都市・産業・交通の有機的なつながりを生み、アジア経済を支える国土軸ともいえるべき「新アジア軸」を構築すると考えています。

現在、我が国は、「アジアの成長の取り込み」「東日本大震災からの復興」「新たな日中関係の構築」といった喫緊かつ大きな課題に直面していますが、この「新アジア軸」から生まれる大きな流れは、多くの交流へと発展し、日中の相互理解の促進による友好関係の発展や広域経済圏の形成など、我が国が抱える課題の解決につながるものと考えます。

このような「新アジア軸」の構築を目指し、海のゲートウェイとしての役割を担う本県では、造船産業や集客交流産業といった本県の独自性を活かした国際産業拠点の構築や、アジアと我が国を結ぶ人や物の国際交流拠点の構築に、国際戦略総合特区として取り組みたいと考えていますので、本県提案の「新アジア軸構築プロジェクト」を指定していただくことを求めます。

## 【2について】

### ○港湾施設の機能向上のための予算確保とは

近年東アジアクルーズ客船は急激に拡大しており、客船が2隻同時入港し、また上海定期航路がデイリー運航になった場合でもまちなかに受け入れることができるよう、松が枝埠頭を延伸するとともに、定点クルーズの発着拠点港として多くの旅客を受け入れることができるターミナルビルを整備します。

そのため、上記港湾施設の機能向上のための予算確保が必要です。

# 8 「日本海側拠点港」および「離島港湾」の整備促進について

【国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

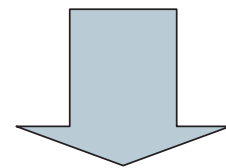
- 1 「長崎港松が枝地区国際観光船埠頭整備事業」（新規）の直轄事業及び補助事業の合同プロジェクトによる採択を行うこと
- 2 「佐世保港三浦地区多目的国際ターミナル整備事業」の整備予算の確保と、その促進を図ること
- 3 「厳原港離島ターミナル整備事業」など、交流拠点である離島港湾の整備予算の確保と、その促進を図ること

日中韓で整備が進む新幹線網や高速道路網を  
長崎～上海航路などで結び、  
「新アジア軸」を構築

「日本海側拠点港」として  
「長崎港」、「佐世保港」は、  
東アジアにおける、人とモノの  
文化交流拠点を目指す



佐世保～釜山航路は平成26年度中の就航を予定

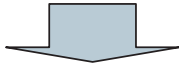


多目的国際ターミナルの平成25年度中の完成を目指す



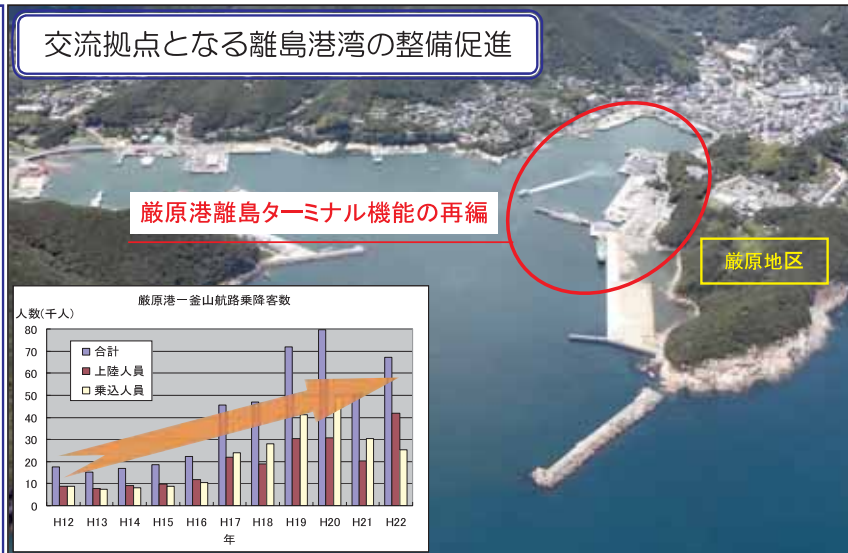
## 国際交流拠点の厳原港

対馬～釜山航路は  
我が国唯一の離島の  
国際定期旅客航路  
厳原～釜山間  
週3便⇒週8便に大幅増  
(平成23年10月)



平成23年11月には、  
月別では過去最高の  
約1万人/月の韓国人観  
光客が対馬に来島

## 交流拠点となる離島港湾の整備促進



### 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

昨年11月、長崎港と佐世保港は日本海側拠点港の「国際定期旅客機能」、さらに長崎港は「外航クルーズ（定点クルーズ）機能」に選定されました。長崎港では上海航路の復活や増加が見込まれる大型客船の受け入れなど、アジアのゲートウェイにふさわしい機能を、佐世保港においては、佐世保～釜山航路の就航に対応した機能を、それぞれ拡充し、本県を結節点とした中国・韓国と我が国の新たな交流軸「新アジア軸」を構築してまいります。

また、離島の活性化のためには交流人口の拡大が重要であり、そのためには我が国の離島で唯一国際定期旅客航路を有する対馬島の厳原港のターミナル機能の再編など、交流拠点となる港湾施設の整備を促進しています。

### 【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

#### 1 長崎港松が枝地区国際観光船埠頭整備事業

長崎港においては、松が枝地区国際観光船埠頭の3バース化など、ゲートウェイ機能の拡充を図ることとしており、その早期実現のためには国の支援が不可欠であります。現行制度においては旅客船対応岸壁について国の直轄事業での整備ができない状況です。

#### 2 佐世保港三浦地区多目的国際ターミナル整備事業

佐世保港は、平成26年度中の佐世保～釜山航路の開設に向け準備を進めておりますが、予定通りに就航させるためには、整備中である三浦地区多目的国際ターミナルの平成25年度中の完成を図る必要があります。

#### 3 交流拠点としての離島港湾の整備促進

外国人観光客やクルーズ客船などの観光産業による経済及び雇用効果は、産業が少ない離島にとって非常に重要なものであります。その拡大を図るためには観光客などの受け入れ拠点となる港湾機能の強化が不可欠であり、早急に整備を行う必要があります。

### 【3】本県が望むことは以下のとおりです。

#### 1 長崎港松が枝地区国際観光船埠頭整備事業

外航旅客船対応岸壁について国の直轄事業で整備を可能とするとともに、当該事業の直轄事業及び補助事業の合同プロジェクトとしての新規採択を望みます。

#### 2 佐世保港三浦地区多目的国際ターミナル整備事業

平成25年度完成に必要な予算の確保を望みます。

#### 3 交流拠点としての離島港湾の整備促進

事業進捗に必要な予算の確保を望みます。

### 【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

長崎港は、上海航路や、急拡大する東アジアクルーズに対応した大型客船の受け入れなど、アジアのゲートウェイ機能の拡充の早期実現が可能となります。

佐世保港においては、多目的国際ターミナルの完成により、佐世保～釜山航路が予定通り平成26年度中の供用開始が可能となります。

また、離島港湾の交流人口の受け入れ体制の強化の早期実現が可能となります。

これら、日本海側拠点港のみならず、交流拠点となる港湾、特に離島港湾の機能強化を図ることで中国・韓国などの経済発展を我が国の成長に取り込むことが可能となります。

# 9 C I Q体制の強化について

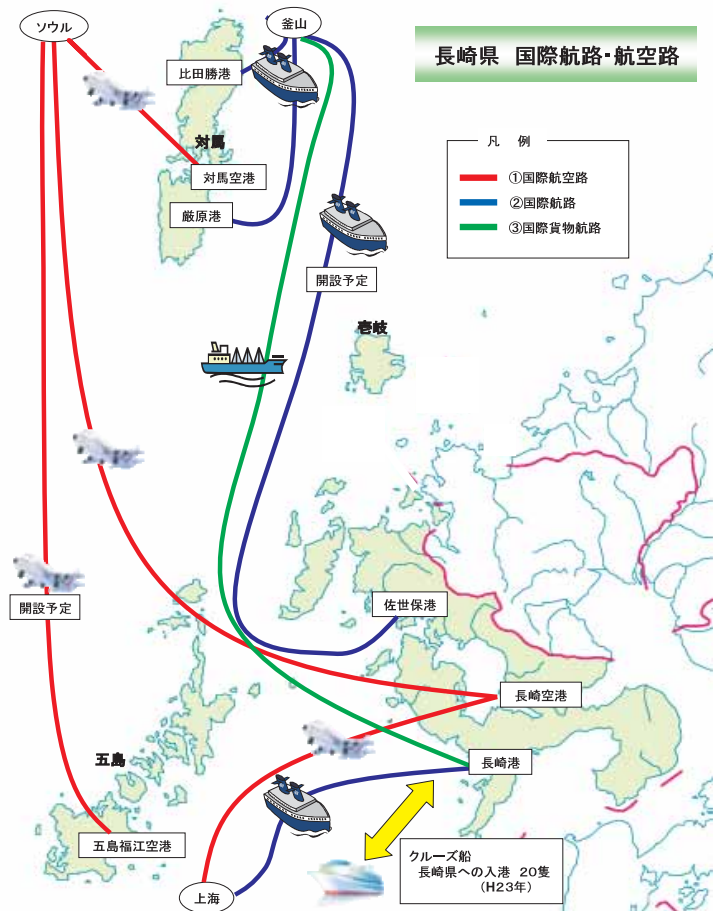
【法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

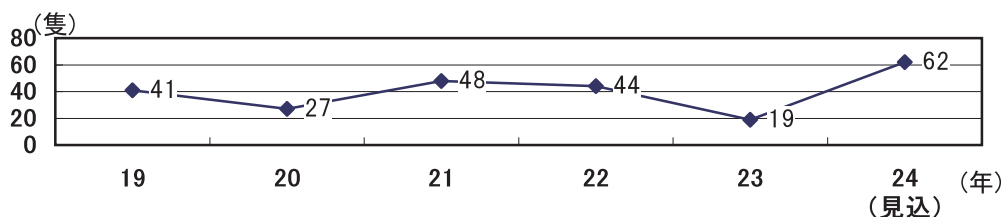
- 1 我が国最大規模の国際定期旅客航路となる長崎～上海航路を活用した日中両国民の相互交流の拡大、日中友好の一層の促進に向けて、C I Q体制の強化を図ること
- 2 国際航空路及び国際航路を有する長崎空港、対馬空港、長崎港、厳原港、比田勝港のC I Q体制強化を図ること
- 3 今後、国際路線の就航を予定している福江空港及び佐世保港等についても早急にC I Q体制を整えること

長崎上海航路「オーシャンローズ」

平成23年11月3日 長崎港初出港

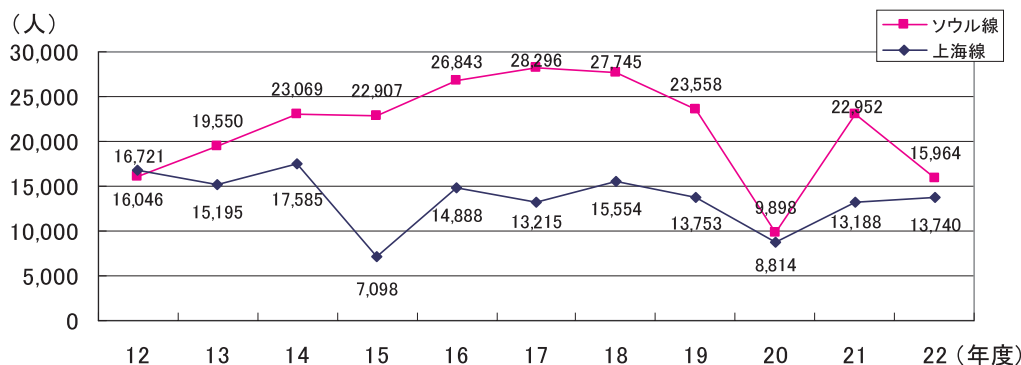


長崎港へのクルーズ船の入港実績の推移

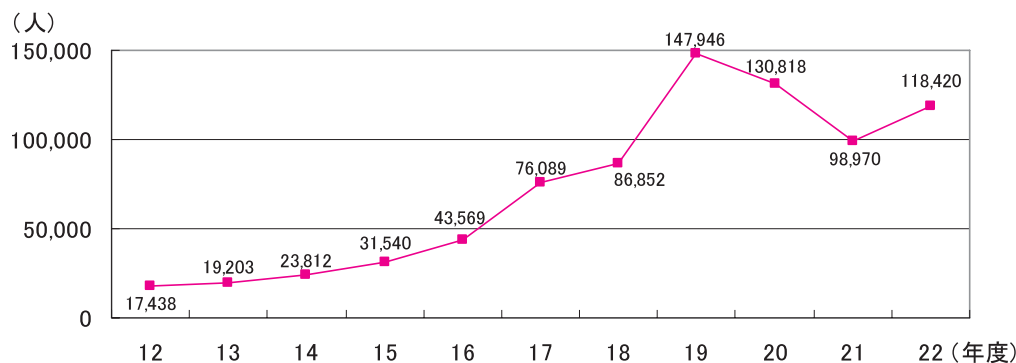




国際路線（空路）の利用者数の推移



国際航路（対馬～釜山）利用者数の推移



【C I Q体制の強化について】

○ 長崎～上海航路による日中両国民の相互交流の拡大、日中友好の一層の促進とは

本年2月末から、長崎港と中国・上海港を結ぶ国際定期旅客航路の営業運航が開始され、日中両国の皆様に利用されています。現在は週1便、最大収容420名程度で運航しておりますが、運航事業者であるHTBクルーズ(株)では、本年6月に船舶改装工事を実施した後、最大収容人員を1,000名程度に拡大する計画を持っております。併せて、週2便への拡大も検討しているところです。

これらの計画が実現すれば、観光立国の推進に大きく貢献することはもとより、日中両国民の相互交流の拡大を通じて、日中友好の一層の促進につながることになります。

本県といたしましては、今後の相互交流拡大を見据えて、長崎港における国際旅客ターミナルビル増設などハード面の受入環境整備を進めるとともに、C I Qエリアにおける誘導・案内などソフト面の対応も充実させることとしております。

日中両国民の相互交流の拡大に向けては、その出入り口となるC I Q手続きの円滑化が不可欠となりますので、関係官署の増員や九州全体での応援体制の充実など、体制の強化を望みます。

○ 長崎空港、対馬空港、長崎港、厳原港、比田勝港のC I Q体制の強化とは

本県においては、アジアをはじめとする海外の活力を取り込むために、「新アジア軸構築プロジェクト」を推進しており、従来から上海、ソウルへの航空路の維持やクルーズ客船の誘致（H24年見込み：県全体で62隻）に努めております。

現在、長崎空港、長崎港のC I Qの体制は、ほとんどが長崎港のC I Qを中心に対応を願っていますが、クルーズ船、長崎～上海航路、国際航空路等の日程が重なった場合、福岡から出張対応でも難しい状況となっております。更に、近年のクルーズ船の大型化に伴い、入国審査に要する時間の短縮化は喫緊の課題となっております。また、対馬においては、近年韓国との交流が盛んになっている状況です。このため、長崎県内の空港や港のC I Q機関の増員及び常駐化等の体制強化を望みます。

○ 国際路線の就航を予定している福江空港及び佐世保港等についても早急にC I Q体制を整えることは

福江空港については、現在、韓国からの継続的なチャーター便就航に向けて取り組んでおります。また、佐世保港においても韓国との国際航空路の開設に向けた施設整備が進められております。長崎県の国際化を促進するため、早急にC I Q体制を整えることを望みます。

## 10 農林水産物の国際貿易交渉に対する慎重な対応について

【内閣府、外務省、農林水産省、経済産業省】

### 【提案・要望の具体的内容】

農林水産物の貿易自由化や国際的なルールづくりに当たっては、国民に対し十分な情報提供と説明責任を果たすとともに、持続可能な農林水産業の育成に向けた構造改革の道筋を明確にするなど、国民的な議論を通して最終的な結論を得ること

- 1 TPPを含む包括的経済連携においては、米や小麦、牛肉、乳製品、水産物等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること
- 2 WTO農業交渉においては、上限関税の設定は断固阻止し、重要品目の十分な数を確保するとともに、その取扱いの柔軟性を確保すること
- 3 WTO非農産品交渉においては、国内の水産業を維持、発展させるための貿易ルールを堅持すること

### ◎国境措置撤廃による農林水産物生産等への影響試算について

#### 1. 国試算結果（平成20年）

- 農林水産物の生産減少額 4兆5千億円程度
- 食料自給率（供給熱量ベース） 40%→13%程度
- 農業の多面的機能の喪失額 3兆7千億円程度
- 農林水産業及び関連産業への影響
  - ・国内総生産（GDP）減少額 8兆4千億円程度
  - ・就業機会の減少数 350万人程度

#### 2. 長崎県への影響額試算結果

- 平成21年農業産出額減少額 473億円
  - （基幹産業である離島における産出額減少額（平成18年試算））  
70億円
- 平成21年漁業生産額減少額 174億円
  - （うち離島における生産額減少額（平成21年試算））  
81億円

※国の試算結果に準じて試算

### 【持続可能な農林水産業の育成に向けた構造改革の道筋を示すとは】

- 完全自由化により関税が撤廃又は上限関税が設定されれば、輸入農水産物の価格が下がり、輸入の増加によって国内農水産業に大きな影響があるが、本県農林水産業は現在でも厳しい生産条件、環境下であり、さらに輸入農水産物との競争に耐えられるような体力は現時点ではないことから、地域そのものの存続にもかかわるような計り知れない影響が考えられます。  
そのため、貿易自由化や国際ルールづくりの検討に先行して構造改革の道筋をきちんと示したうえで、生産者や国民の合意を得ることが必要であり、慎重に検討することが必要です。

### 【1 重要品目を関税撤廃の対象から除外することとは】

- TPPについては、貿易や投資、人の移動など幅広い分野での自由化を目指しており、全ての物品の関税を即時または段階的に撤廃することが原則となっていることから、我が国の農林水産業の重要な地位を占めている重要品目の関税が撤廃された場合、安価な輸入農水産物が大量に出回り、国内農水産業は大打撃を受けるため、関税撤廃の対象から除外することが必要です。

### 【2 上限関税の設定断固阻止及び重要品目の十分な数と取扱いの柔軟性の確保とは】

- **上限関税の設定とは**  
関税の高いものについては上限を設け、その水準まで関税を引き下げるという考え方で米国が強く主張しています。例えば、上限関税100%の場合は、関税率が100%を上回る関税は100%以下に引き下げることが必要です。  
上限関税が設定されれば、輸入農産物の価格が下がることから、本県の主要品目である肉用牛、牛、豚、ばれいしょも大打撃を受けるため、関税の上限設定には断固反対します。
- **重要品目の十分な数を確保とは**  
重要品目とは、輸入の増加によって国内経済・社会に悪影響のおそれがある品目のことであり、一般品目より高い関税をかけることで輸入が制限されていますが、国内農業の保護のためにも十分な品目の数の確保が必要です。
- **取扱いの柔軟性を確保とは**  
重要品目については一般品目と異なり、関税の大幅削減は国内農業に大きな影響があることから、小幅の関税削減と一定の数量での低税率の輸入枠（関税割当枠）の拡大を組み合わせるといった関税削減方法に十分な柔軟性が必要です。

### 【3 国内の水産産業を維持、発展させるための貿易ルールとは】

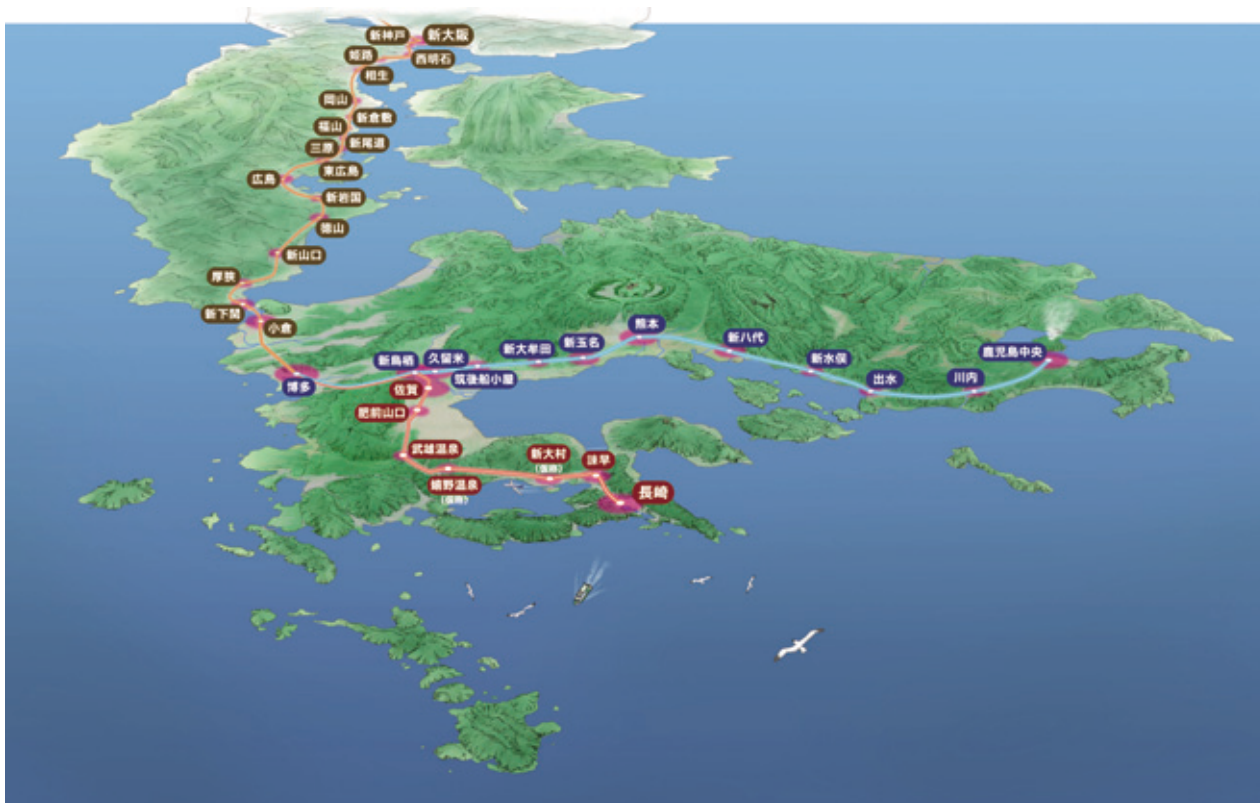
- 世界の水産資源が悪化している中、貿易の一律自由化は、輸出国における乱獲が助長され、中長期的には資源の枯渇をもたらし、貿易の持続的発展を損ないかねないため、有限天然資源である水産物の関税引き下げ方式は、品目毎の柔軟な対応が必要です。

# 11 九州新幹線西九州ルート(長崎ルート)の整備促進について

【総務省、国土交通省、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 武雄温泉～長崎間について早期に認可・着工すること
- 2 フリーゲージトレインの実用化に向けた技術開発の促進を図ること  
また、新幹線効果を高めるため、佐世保市への乗り入れのための整備・実証運行を行うこと
- 3 公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担軽減制度の充実を図ること
- 4 新幹線整備に伴い地方が維持することとなる在来線について、鉄道輸送サービスの維持に係る負担軽減制度の創設又は充実を図ること
- 5 新幹線整備と一体的な事業効果を実現させるため、JR長崎本線連続立体交差事業の整備予算を確保し、その促進を図ること



西九州ルートは西九州地域の観光・ビジネス市場を中四国・関西・全国へと拡げる。



### 【1 武雄温泉～長崎間の着実な整備について】

#### ○武雄温泉～長崎間の整備とは

西九州ルートは、平成23年末に武雄温泉～長崎間（肥前山口・武雄温泉間の複線化事業を含む。）について、軌間可変電車方式（標準軌）によって整備する方針が示され、現在、認可に向けた手続きが進められています。認可が得られれば、駅周辺のまちづくりが計画的に進められるとともに、開業を見据えて、新幹線を活用した県内経済の活性化に向けた具体的な施策を実施することとしており、西九州ルートについて一日も早く認可していただくことを望みます。

### 【2 フリーゲージトレインについて】

#### ○フリーゲージトレインの実用化に向けた技術開発の促進とは

フリーゲージトレインは、現在、国家プロジェクトとして技術開発が進められていますが、西九州ルートへの導入が予定されており、開業に間に合うよう実用化に向けた技術開発が促進されることを望みます。

#### ○佐世保市への乗り入れのための整備・実証運行とは

佐世保市への乗り入れは、新幹線効果をどの程度波及させることができるかを検証するための先駆的なモデルケースになることから、乗り入れのために佐世保線の路盤等改良等の整備や実証運行の実施を望みます。

### 【3 建設財源について】

#### ○公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担軽減制度の充実とは

公共事業予算全体における新幹線整備予算は、約1%しかありません。新幹線整備は、わが国本土の国土軸の骨格をなす国家プロジェクトであることから、重点的に予算配分がなされるべきであり、将来にわたり安定して整備を進めるためにも幅広い観点からの予算確保を望みます。

また、昨年「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」の改正により、整備新幹線の開業区間（東北・北陸・九州）から得られる貸付料が、建設区間の事業費に充てられるようになりましたが、整備予算のなお一層の確保・拡充を望みます。

一方、地方負担への財政措置として、起債充当率は地元負担分の9割、このうちの5割～7割に交付税措置がありますが、整備新幹線における地方負担が、地方財政を圧迫することがないように、起債充当率の引き上げや交付税措置率の算定基準の引き下げを望みます。

### 【4 新幹線整備に伴い地方が維持することとなる在来線について】

#### ○負担軽減制度の創設又は充実とは

肥前山口～諫早間については、新幹線開業後20年間の上下分離方式をとることとしており、開業時に本県と佐賀県がJR九州から線路等を一括買い取り、維持管理費用についても両県で負担することとなっています。しかしながら、一段と逼迫する地方財政等を鑑みると地元での負担だけでは到底維持できず、国全体の課題として取り組むべきであり、負担軽減制度の創設又は地方交付税措置等による負担軽減を望みます。

### 【5 JR長崎本線連続立体交差事業の整備予算の確保と、その促進について】

#### ○JR長崎本線連続立体交差事業の整備予算の確保と、その促進とは

JR長崎本線連続立体交差事業は、新幹線整備と一体となって長崎の玄関口となる都市拠点の整備を行い、アジアのゲートウェイとなるようなまちづくりに資する事業です。JR長崎本線連続立体交差事業を推進するためには、多額の事業費が必要となります。本県の厳しい財政状況においては、国の支援なくして、財源確保が難しいため、事業の進捗へ影響することなく重点的な配分を望みます。

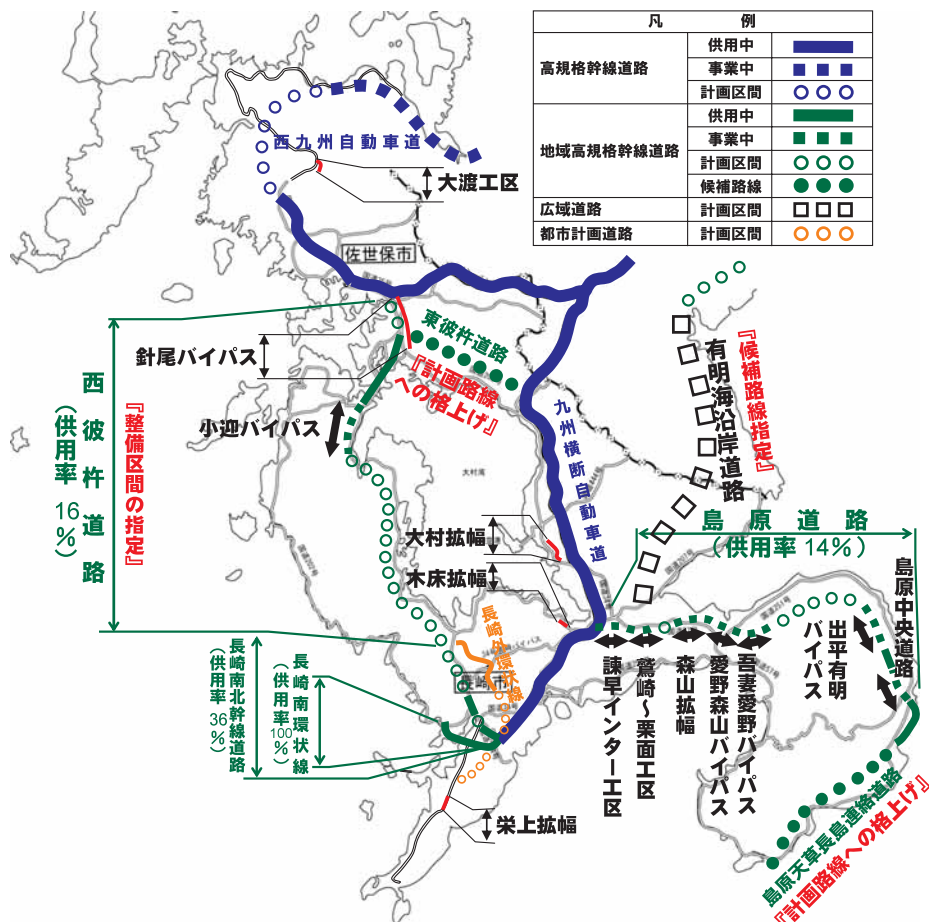
# 12 幹線道路(地域高規格道路・国道・県道)の整備促進について

【国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- 1 地域高規格道路の整備予算を確保し、その促進を図ること
  - (1) 島原道路
    - ・出平有明バイパス、吾妻愛野バイパス、愛野森山バイパス、森山拡幅、鷲崎～栗面工区、諫早インター工区の整備促進
  - (2) 西彼杵道路
    - ・整備区間の指定
  - (3) 東彼杵道路の計画路線への格上げ
  - (4) 島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ
  - (5) 有明海沿岸道路の候補路線指定
- 2 国道の整備予算を確保し、その促進を図ること  
(一般国道34号大村拡幅、205号針尾バイパス、499号栄上拡幅、207号木床拡幅等)
- 3 県道の整備予算を確保し、その促進を図ること  
(佐世保吉井松浦線大渡工区、棧原小茂田線上見坂工区、有川新魚目線広瀬工区等)
- 4 長崎～福江港～富江間を国道に指定すること

《長崎県内の高規格・地域高規格道路網》





**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

本県は、離島・半島地域を多く抱え、山間部が多く平坦地に乏しいといった地形的な制約により、道路の整備が全般に立ち遅れています。

(平成22年4月1日現在の道路改良率 長崎県：70.5%、全国：75.3%)

このため、産業や地域が輝く長崎県づくりを実現するためには、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを支援する地域高規格道路をはじめとした広域的な幹線道路の整備が必要です。

また、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）整備による離島への交流機能の拡大が期待され、その効果を高めるための長崎～福江港～富江間の国道指定が求められています。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

**・島原道路、西彼杵道路**

島原道路、西彼杵道路は、高速交通体系から取り残されている島原半島地域、西彼杵半島地域において、県内外の主要都市間の時間短縮や定時性の確保により、地域間の連携強化や交流促進を図り、観光の振興、企業立地の促進や物流の効率化などを支援するために不可欠な地域高規格道路です。

また、島原半島、西彼杵半島は道路網が脆弱なうえ、重篤な患者を搬送する3次救急医療施設が存在しないため、救急搬送の際の時間短縮や災害時に備えた多重性の確保が求められており、命をつなぐための道としてもこれらの道路が必要とされています。

しかしながら、供用率はそれぞれ14%、16%と低く、地域からも早期整備を強く求められています。

**・東彼杵道路、島原天草長島連絡道路の計画路線への格上げ、有明海沿岸道路の候補路線指定**

東彼杵道路、島原天草長島連絡道路、有明海沿岸道路は、地域からの早期整備に関する要請も強く、交流人口の拡大等による地域振興を図るため、早期に格上指定を行う必要があります。

**・国道、県道の整備促進**

交通混雑の解消及び地域住民の利便性向上のための都市内幹線道路、離島・半島内道路、バス路線、狭隘区間等について、早期整備を図ることが緊急の課題となっております。

**・長崎～福江港～富江間の国道指定**

長崎と五島列島を国道で結ぶことにより、豊かな観光資源を活用した新たな観光ルートの展開、地場産業の育成・強化を支援する必要があります。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

・地域高規格道路については、事業中区間の完成のために必要な補助事業費の確保を望みます。また、整備区間の指定や未着手区間の調査促進へのご配慮をお願いします。さらに、計画路線への格上げや候補路線の指定が早期になされることを望みます。

・国県道についても、本県の道路整備が遅れることの無いよう、必要な社会資本整備総合交付金の確保を望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

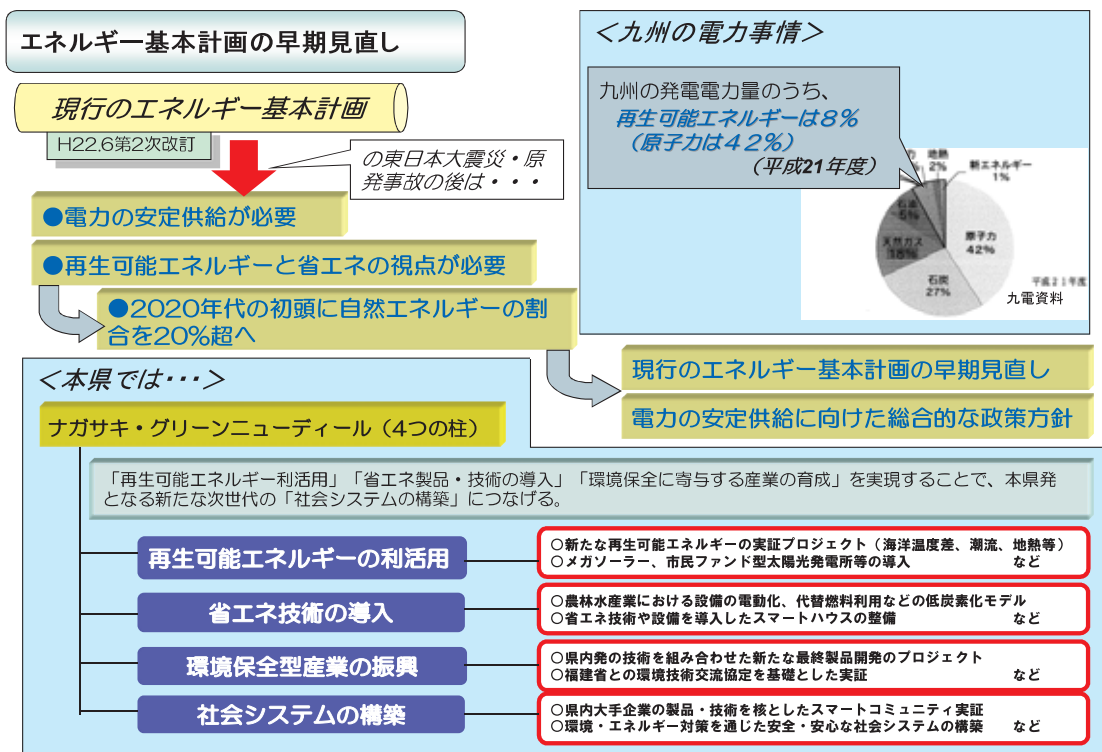
・幹線道路の整備促進により、交流人口の拡大、社会経済活動の活性化、救急医療体制の強化などが図られ、活力にあふれた、安心して快適な地域づくりの実現に寄与します。

# 13 再生可能エネルギーの普及促進について

【経済産業省、国土交通省、環境省】

## 【提案・要望の具体的内容】

1. エネルギー基本計画の早期見直し
  - 東日本大震災を受けて、これまでのエネルギー基本計画の早期の見直しを行うこと
2. 国の支援策の充実について
  - (1) 法制度の運用について
    - ①再生可能エネルギーは、種別によって導入に要する期間が異なることから、買取価格の見直し時期について弾力的に設定すること
    - ②太陽光発電に付属する管理施設等について、開発行為許可が不要となるよう開発許可制度運用指針を改正すること
    - ③発電事業を行う場合は、河川などの公共用物の使用を可能にするよう、弾力的運用を図ること
  - (2) 財政的支援について
    - ①太陽光発電設備などの再生可能エネルギーに係る発電設備に関する特別償却制度を延長するなど、税制優遇措置の充実を図ること
    - ②発電事業にかかる系統連系のための支援制度を創設すること
    - ③未利用温泉水の利活用に対する支援制度を拡充すること





## 【1 エネルギー基本計画の見直しについて】

- エネルギー基本計画については、①エネルギーの安全保障の総合的確保 ②地球温暖化問題の解決 ③エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役の3つの視点から一昨年6月に第2次改定が行われたところであります。しかしながら、昨年3月11日の東日本大震災を受けて、わが国の電力の安定供給に混乱が生じるなど、混乱が生じています。

については、本計画を早期に見直しいただき、電力の安定供給や再生可能エネルギーの普及促進に向けた総合的な政策方針を策定していただくことを望みます。

## 【2 国の支援策の充実について】

### (1) 法制度の整備について

- ① 再生可能エネルギー特別措置法の施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮することとなっておりますが、事前調整の段階から実際に再生可能エネルギーが導入されるまでの期間は、1年程度のものから10年程度のものまで、エネルギーの種別によって大きく異なります。特に、この期間が長い再生可能エネルギーの場合、途中で買取単価が見直されると事業採算性に大きな差異が生じ、導入が進まない恐れがあります。

については、固定買取価格の見直しの時期については、再生可能エネルギーの種別ごとに弾力的に対応することを望みます。

- ② 太陽光発電については、発電施設本体の設置については、屋内的用途として使用する場合を除き、「建築物」に該当しないことから、都市計画区域内外にかかわらず、開発行為許可申請の適用除外に該当し、不要であるものと考えられます。しかしながら、管理施設や蓄電施設等の附帯施設については明確な規定がないため、発電施設全体に関する開発行為の許可申請が必要か否かは結果的に当該部局との協議が必要となります。

昨年、風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、主として当該付属施設の建築を目的とした行為でないため、それ自体としては開発許可を要しないこととして開発許可制度運用指針が改正されており、太陽光発電についても、再生可能エネルギー普及の一環から同様の措置を望みます。

- ③ 一般に公園や河川区域などのいわゆる公共用物については、営利を目的とする特定の法人等に対しては賃貸が難しい状況です。これらの土地の中には、再生可能エネルギー設備の導入が可能な場合もあることから、発電事業を行う場合には、長期の賃貸が可能となるよう制度設計を望みます。

### (2) 財政的支援について

- ① 再生可能エネルギー特別措置法の対象となる太陽光発電設備及び風力発電設備を、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に取得し、かつ事業の用に供した場合は、普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができることとなっておりますが、更なる再生可能エネルギー普及のため、当該期間の延長を望みます。

- ② 固定価格買取制度が施行された場合、複数の事業者が、ほぼ同時期に同エリアで電力会社への系統連系協議を行うことが予想されます。については、このような場合にトラブルが発生しないよう、一定のルールを構築することを望みます。

また、再生可能エネルギーによる発電事業を行う場合、現行では電力系統までの接続費用については発電事業者側が全面的に負担することとなっております。一般に2MWを超える大規模な発電事業を行うためには、特別高圧への接続が必要とされており、鉄塔の建設費用などを考慮すると発電事業者側はかなりの負担が必要になります。については、特別高圧接続の場合の費用負担について、一定額の助成制度の創設を求めます。

さらに、離島地区、特に本土地区からの電力系統がない地区においては、再生可能エネルギーの導入の増大により、一層の電力系統の安定化を図る必要があります。については、離島地域において発電事業を行う場合、発電事業者側への蓄電池導入支援制度の創設を求めます。

- ③ 未利用温泉水は、熱や発電としての活用が可能であり、観光産業の省エネ化など、エネルギーの地産地消に大きく貢献することが期待できます。

本県においても、未利用温泉水の利活用を目的として社団法人が設立されるなど、積極的な取組がみられております。

つきましては、地元を中心とした団体等が未利用温泉の利活用を進めていくうえで、より有効な取組を行うことができるよう、その活動に対する支援制度の拡充を求めます。

また、温泉熱等を活用した発電施設の導入は未だ高価であることから、民間事業者が導入する際の支援制度の拡充を求めます。

## 14 電源三法交付金制度の見直しについて

【経済産業省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 火力発電施設向け交付金の見直しについて  
原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を見直すこと
- 2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について  
電源立地地域対策交付金の原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分及び電源地域振興促進事業費補助金の交付対象地域について、原子力防災対策を重点的に充実すべき地域（E P Z）を含む市町村に拡大すること
- 3 新たな地域振興対策の充実について  
原子力施設所在道県の区域内外に関わらず、E P Zを含む市町村に対し、地域活性化、産業活性化等に係る新たな財政支援措置を講じること



### 【1 火力発電所施設向け交付金の見直しについて】

#### ○火力発電施設向け交付金の見直しとは

今回の原発事故による電力不足を契機として再生可能エネルギーの導入促進とともに、安定した電力の供給や運転コストの面から石炭火力発電所の重要性が再認識されているところであり、原子力を中心としたエネルギー政策のもとで行われた火力発電施設を電源立地地域対策交付金の対象外にするなどの削減措置を早急に見直していただくことを望みます。

#### 【H23年度から実施された削減措置】

- ・ 電源立地等初期対策交付金相当分について火力発電施設向けを対象外とする。
- ・ 電源立地促進対策交付金相当分について火力発電施設向けを対象外とする。
- ・ 電力移出県等交付金相当部分について、火力に係る交付金算定係数の引き下げ。

### 【2 電源立地地域対策交付金等の対象地域の拡大について】

#### ○対象地域の拡大とは

本県は、松浦市鷹島町が九州電力(株)玄海原子力発電所から最短で8.3kmの距離に位置し、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(EPZ)にありながら、同原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金については、隣接市町の範囲(水域を隔てた場合6km以内)に該当せず、交付の対象外となっております。

これまで国は、防災対策に係るEPZと電源立地の推進・運転の円滑化を目的とした交付金制度とは趣旨が異なるとされてきましたが、福島第一原子力発電所の事故では、原子力災害が現在のEPZの範囲を超えて、広範囲で長期的に被害を及ぼしているところであり、交付対象地域を拡大していただくことを望みます。

### 【3 新たな地域振興対策の充実について】

#### ○新たな地域振興対策の充実とは

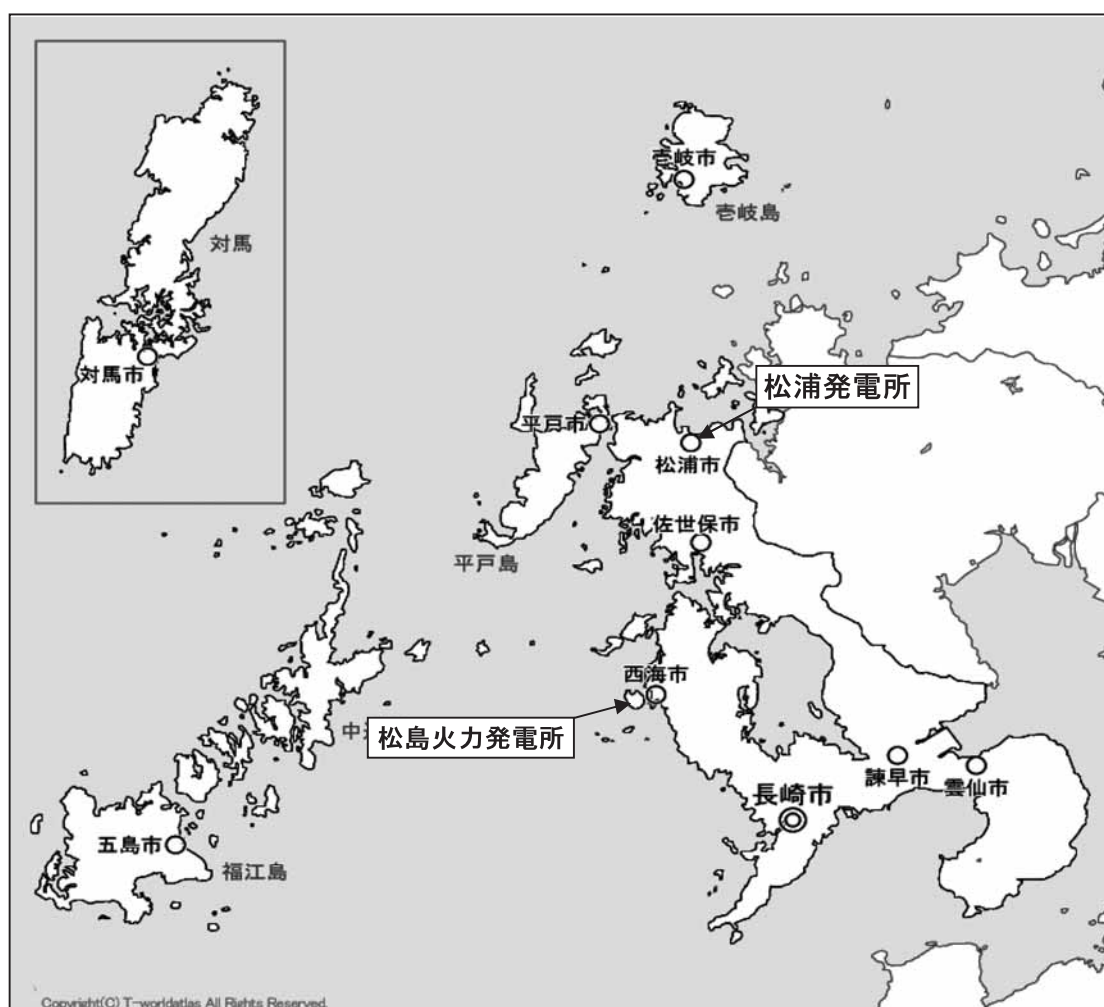
今回の福島第一原子力発電所の事故では、原子力災害が現在のEPZの範囲を超えて、広範囲で長期的に被害を及ぼしているところであり、原子力発電所が立地する周辺地域においては、農林水産業の振興や企業立地の促進等においても不利な条件を被ることから、原子力施設所在道県の区域内外に関わらず、EPZを含む市町村に対し、地域活性化、産業活性化等に係る新たな財政支援措置を講じていただくことを望みます。

## 15 石炭火力による安定的な電力供給確保について

【経済産業省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 安定的な電力供給を確保するため、安価で供給安定性に優れたエネルギー源である石炭火力発電の高効率化技術の活用を促進するとともに、CO<sub>2</sub>削減のための技術開発を推進すること
- 2 高効率化技術を本県に立地する石炭火力発電設備へ導入し、設備の増設・建設再開が図られるよう特段の配慮を行うこと





**【この要望の背景・必要性は以下のとおりです。】**

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、全国で原子力発電所が稼働停止し、厳しい電力需給状況が続く中、安定した電力の供給や運転コストの面から石炭火力発電所の重要性が再認識されております。また、国民生活への影響はもとより、電力供給の不安による生産拠点の海外シフトも懸念され、国内産業の維持のためにも、電力供給の安定化が望まれています。

現在、国においては、最適な電源の組み合わせを示す「エネルギーベストミックス」を柱として、エネルギー基本計画の見直しが進められているところですが、このような状況を踏まえ、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進とともに、石炭火力発電の必要性を重視し、石炭火力発電の高効率化技術の活用促進を推進するとともに、CO<sub>2</sub>削減のための技術開発を推進していただくようお願いいたします。

**【1について】**

**○石炭火力の高効率化技術の活用促進とCO<sub>2</sub>削減技術の開発とは**

石炭火力発電は、他の電源と比較し、資源量も豊富で調達先も安定しており、コスト面での優位性がある一方で、CO<sub>2</sub>発生による地球温暖化の問題が懸念されるため、CO<sub>2</sub>の発生を抑制する高効率発電技術等の活用を推進するとともに低炭素化に向けた技術の開発を進めていただくようお願いいたします。

**【2について】**

**○高効率化技術を本県に立地する石炭火力発電所へ導入とは**

本県においては、九州電力(株)及び電源開発(株)が松浦発電所、松島発電所に総出力370万KWの石炭火力発電設備を設置稼働し、電力の安定供給に極めて重要な役割を果たしております。

発電所の設備増設は、電力の安定供給はもとより地域に大きな雇用を生み出すなど、地域振興にも寄与するものであり、立地自治体をはじめ県民の期待も大きいところです。

つきましては、高効率化技術を導入し、現在工事が中断している松浦発電所2号機の建設工事再開と松島火力発電所の増設が図られるよう特段の配慮をいただくようお願いいたします。

## 16 合併後の新市町への支援策の充実強化について

【総務省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 合併特例債の対象事業の拡大や充当範囲の拡充を図ること
- 2 普通交付税の合併算定替に替わる新たな財政支援措置を講じること
  - ①合併しても効率化できない経費や合併により新たに生じた財政需要を捉えた新たな補正の創設を行うこと
  - ②一島一町村との合併については、合併後も引き続き、医療やごみ処理などの住民生活に密着した行政サービスが維持できるよう、従来の属島補正を拡充するなど、合併により属島化した地域を有することを要因とした新たな措置を講じること
  - ③離島市町においては、地理的要因に起因する漂流・漂着ごみの処理や立ち遅れた社会資本整備の整備など、離島であるが故の経費が生じていることから、従来の隔遠地補正を充実するなど、合併算定替終了後も離島の財政需要に不足を生じないように措置を講じること

平成23年度普通交付税 市町別合併算定替増減比較表

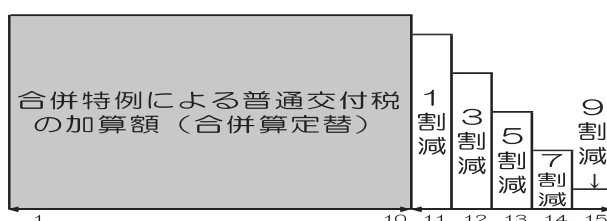
(単位：百万円)

合併年度	市町名	平成23年度 交付決定額		増減額		増減率 C/A * 100 (%)
		合併算定替 A	一本算定 B	A - B	C	
16/17	長崎市	47,279	43,384	3,896		8.2
17/21	佐世保市	31,646	27,699	3,946		12.5
17	島原市	6,831	6,124	707		10.3
16	諫早市	18,826	15,152	3,674		19.5
17	平戸市	10,340	8,596	1,744		16.9
17	松浦市	5,862	4,853	1,009		17.2
15	対馬市	16,927	12,793	4,135		24.4
15	壱岐市	10,800	8,456	2,344		21.7
16	五島市	14,238	11,089	3,149		22.1
17	西海市	8,501	6,114	2,388		28.1
17	雲仙市	13,826	9,845	3,981		28.8
17	南島原市	15,287	10,671	4,616		30.2
16	新上五島町	8,983	6,454	2,529		28.2
	合計	209,346	171,229	38,117		18.2

合併団体平均→

2,932

### 普通交付税の合併算定の特例



## 【1 合併特例債の対象事業の拡大や充当範囲の拡充について】

### ○対象事業の拡大とは

公営企業における合併特例債の活用については、上水道事業、下水道事業、病院事業に限られているため、料金収入が限られる不採算事業に対する補助等について、広く対象とできるよう対象事業の拡大を求めるものです。

### ○充当範囲の拡充とは

公営企業に係る合併特例債の活用については、上・下水道及び病院事業に限り、合併に伴う増嵩経費のうち、特に必要と認める経費に対する一般会計からの出資及び補助が対象とされており、増嵩経費については対象経費の最大50%が上限とされているため、増嵩経費のかさ上げや過疎債との併用について、充当範囲の拡充を求めるものです。

## 【2 合併算定替に替わる新たな財政支援措置について】

### ○新たな補正の創設とは

合併市町においては、旧市町村単位の支所の設置を継続する必要があることなど、合併後に一定の行財政改革を実施しても、削減が困難な経費があります。

また、合併により周辺部となった地域の振興や広域化に伴い薄れた地域住民の一体感の醸成など、「行政と地域住民との連携」や「地域間の交流」を図るためのさまざまな取り組みが行われています。

一方で、普通交付税による合併算定替は、合併後10年間となっており、その後5年間の経過措置（段階的に縮減）を経て無くなることから、合併団体であるが故に必要な合併を起因とした財政需要に着目した新たな補正を創設する必要があります。

（参考）周辺地対策としての具体的取り組み事例

#### ・対馬市の地域マネージャー制度

住民の多様なニーズに対応するため、職員が地域住民と一緒に生活に身近な課題の解決や地域の将来像の検討のために、地域担当職員を配置し、地域をリードする取り組み

#### ・西海市の集落支援員の配置

限界集落化した地域の活力を取り戻すため、職員が集落を定期的に回り区長らと実態調査を行ったり、地域の行事を手伝ったりして活性化策を模索する取り組み

### ○属島補正の拡充とは

一島一町村との合併については、合併後も生活関連施設（診療所やごみ・し尿処理施設など）や一定の役場機能を残す必要があるため、行財政の効率化には限界があり、また医師確保や交通対策などへは本土と比べ割高となる経費が生じています。

離島に対する財政措置を講じた現在の隔遠地補正は、合併算定替が終了すれば属島補正に移行することから、1島1町村と合併した市町では交付税措置額が大幅に減少することが見込まれます。

合併に伴い属島となる地域の行政経費は、現行の属島補正のみでは充足できないことから、属島化した地域の実情を的確に反映した属島補正の拡充を求めるものです。

※属島化した地域の財源不足額 △約14億円

<旧高島町△1億円、旧宇久町△5.2億円、旧大島村△2.5億円、旧奈留町△5.6億円>

### ○隔遠地補正の充実とは

離島市町においては、地理的要因に起因する漂流・漂着ごみの処理や立ち遅れた社会資本の整備など、離島であるが故の経費が生じています。

離島に対する財政措置を包括的に講じた現在の隔遠地補正は、合併算定替の終了とともに一本算定に移行するが、県内4離島の財政需要は、一本算定後の隔遠地補正の措置をもっても、なお多額の不足額を生じることから、各離島の財政需要に応じた措置の継続を求めるものです。

※合併算定替え終了による隔遠地補正の影響額 △約25億円

<対馬市△11.7億円、新上五島町△5億円、壱岐市△3.9億円、五島市△2.8億円外>

## 17 沖合漁業等に係る支援・措置対策について

【農林水産省、国土交通省】

### 【提案・要望の具体的内容】

#### 1 漁船保険制度の見直しについて

- (1) 厳しい経営環境の中、使用漁船の老朽化が進んでおり、転覆・沈没事故等が起こった場合、現行の評価基準では代船を建造・購入することが非常に難しいことから、評価基準を改定すること。また、100トン以上の漁船の保険料についても国庫負担が及ぶよう制度を見直すこと
- (2) 沈没漁船の引き揚げ及び撤去には多額の費用が必要となることから、漁船船主責任保険における最大保障額までを義務加入とする旨の制度改正を行うこと。併せて船主の負担軽減のための助成措置を創設すること

#### 2 雇用対策の強化について

- (1) 漁船漁業については、国際競争力を持ち、厳しい経営環境のもとでも操業可能な経営体の育成のため、水産業体質強化総合対策事業が実施されているが、もうかる漁業創設支援事業について、事業者が取り組みやすくなるよう条件の緩和や内容の充実を図ること
- (2) 今後、安心かつ継続して船員の雇用を確保できるよう、海難事故防止対策を徹底すること

#### 3 適正操業指導及び沿岸漁業との調和について

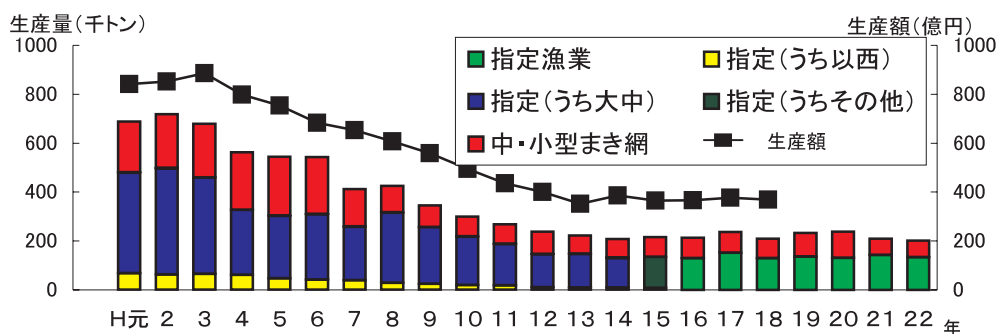
- 沖合漁業の持続的な振興を図るためには、適切な資源管理の実践や沿岸漁業等と調和した操業が前提となることから、これらを確実に推進するため、
- (1) 大臣管理漁業に対する適正操業指導の徹底及び取締りを強化すること
  - (2) 沿岸漁業との操業トラブル等を未然に防止するため、相互の話し合いの場を積極的に仲介すること等により、これら漁業の共存共栄を図ること

#### 4 日本政策金融公庫資金について

- (1) 沖合漁業等の経営環境が悪化するなか、漁業経営改善支援資金の利用促進を図るため、漁業経営改善計画の認定基準及び貸付要件を緩和すること
- (2) 漁船や漁具の更新に必要な漁業経営改善支援資金等にかかる貸付限度額を拡充すること及び償還期間を延長すること

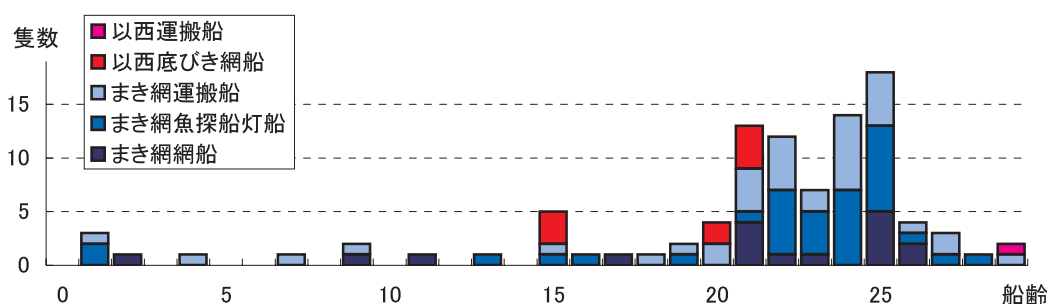


## 長崎県における指定漁業および中・小型まき網漁業の生産量・額の推移



注) 統計調査項目の変更、及び経営体数の減少による秘匿処置により平成15年から大中型まき網漁業、16年から以西底曳網漁業の区分が不可能となった(平成22年は概数値)。平成19年より、漁業種類別生産額は公表されなくなった。

## 長崎県における大中型まき網漁船・以西底びき網漁船の船齢



### 【1 漁船保険制度の見直しについて】

#### ◆(1)

##### ○使用漁船の老朽化とは

大中型まき網漁業の場合、通常、網船1隻、火船2隻、運搬船2隻の計5隻が船団を組んで操業していますが、本県大中型まき網漁船の平均船齢(船舶が進水した年月日からの経過年数)は、網船で20.3年、火船及び魚探船で21.7年、運搬船で21.0年となっています。

また、以西底びき網漁船では、網船で18.7年、運搬船で29.0年となっており、老朽化が目立ちます。(H24.1現在)

##### ○現行の評価基準では代船を建造・購入することが非常に難しいとは

新造漁船の保険価額(漁船の評価額(船価)のこと)は、原則としてその船の「建造価格」となりますが、中古船では水産庁長官が定める「評価標準」により算定しています。

これは、今新たに同種同等のものを建造又は購入したときのトン当たりの価額を基準としたもので、進水後の経過年数毎に標準価額が定められているため、経過年数が長いほど標準価額が低くなることから、代船の建造又は購入が難しくなります。

##### ○評価基準の改定とは

標準価額の見直しを指します。

##### ○100トン以上の漁船が加入する場合の保険料の一部国庫負担とは

漁船保険は「漁船損害等補償法」に基づき、漁業者が使用する漁船本体や漁獲物に不慮の事故があった場合、これらの損害を補填して経営安定を図らせることが目的です。

現在、普通損害保険の加入漁船のうち100トン未満のもので、義務加入又は集団加入の場合は純保険料に対して国が保険料の国庫負担を行っていますが、この国庫負担を100トン以上の漁船にも適用できるように制度の改正が必要です。

◆(2)

○船主責任保険における最大保障額までの義務加入とは

「船主責任制限法」の改正により、船主の責任制限額が約6億円に引き上げられています。また、沈没した漁船の引揚げ及び撤去には多額の費用が必要となります。このため最大補償（100トン以上、漁船では20億円）までは義務加入とすることが必要です。

○そのための国の助成措置とは

船主責任保険の保険金額の大幅な増額には、船主が支払う保険料の負担が大きくなります。このため船主の負担軽減について国の助成措置が必要です。

【2 雇用対策について】

◆(1)

○国際競争力を持ち、厳しい経営環境のもとでも操業可能な経営体とは

燃油高騰等による経営の悪化、漁船の老朽化、外国漁船等との漁場競合などの厳しい環境の下でも、改革型漁船の導入等により操業・水揚げ体制の合理化（コスト削減）を図っていける経営体です。

○もうかる漁業創設支援事業について事業者が取り組みやすくなるよう条件の緩和とは

当該事業は、経営体質の強化に有効な事業ではありますが、省エネ、省人、省力化は既に自助努力で行われていることから、事業を活用するにはミニ船団化等の取組しか対応出来ない状況で、これは即漁獲量の減少に繋がることから、現在の魚価安の状況では操業形態を大きく変えるような大胆な改革に取り組めない漁業者も少なくありません。そこで、安全性を重視した改革漁船の導入などの取組みでも改革計画として認定できるように条件の緩和を要望します。

○同じく、内容の充実とは

当該事業においては、改革型漁船等の収益性改善の実証事業は3ヶ年、収益性回復の実証事業は2ヶ年を上限に用船料の助成があります。漁船漁業では天候不順による出漁日数の減少、漁獲対象魚の来遊の減少、魚価安等により、漁業者の努力にもかかわらず、やむを得ず改革計画どおりの水揚げ金額を達成出来ない場合があります。また、構造改革の効果を上げるためには、技術の習熟や流通の改革等に一定の期間を要します。そこで、例えば助成の期間の上限を延長できるような制度、また、水揚げ金額不足分の基金からの助成率においても状況により引き上げることができるような制度となるよう事業の拡充を要望します。

【3 適正操業指導について】

○適切な資源管理とは

漁業の持続的な発展を図るには、水産資源の適切な管理が必要であることから、新たな「資源管理・漁業所得補償対策」に基づき、国、県、関係団体及び漁業者が連携した資源管理の取組が必要です。

○大臣管理漁業に対する適正操業指導とは

関連法令や許可の制限条件等の遵守に関する指導や違反操業に対する取締りの強化はもちろんのこと、沿岸漁業者に配慮した操業の徹底等、操業秩序の確立に係る指導を望みます。

○沿岸漁業等との調和とは

沖合域においては、大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業と沿岸漁業との漁場競合が発生しています。沖合域の総合的生産力を発揮するためには、沿岸漁業と沖合漁業の相互理解を深め共存共栄を図る対策が必要です。

#### 【4 日本政策金融公庫資金について】

##### ◆(1)

##### ○漁業経営改善計画の認定基準とは

漁業経営改善及び再建整備に関する特別措置法に基づき、付加生産額又は従業員一人当たりの付加生産額のいずれかについて、5年間の伸び率が15%以上となることが確実と見込まれることです。

##### ○日本政策金融公庫の漁業経営改善支援資金等を貸し付ける際の要件緩和とは

経営環境の悪化により漁船の更新が進まず、船齢が耐用年数を超過するなど生産構造の脆弱化から要件を満たせなくなっているため、上記の伸び率及び取得等にかかる漁船（船団を構成した場合にあっては船団単位）の償却前経常利益が借入金の償還額の120%以上を確保することが確実と見込まれることについて、要件緩和を望みます。

##### ◆(2)

##### ○漁業経営改善支援資金等にかかる貸付限度額の拡充とは

まき網漁船の新規建造費用は本船で1隻13億円程度が必要となるため、現在の貸付限度額の8億5,000万円では不足することから13億円に拡充を要望します。

まき網漁船の漁具（網）の新規購入費用は、1億3,000万円程度が必要となるため、現在の貸付限度額の1漁労体あたり1億円では不足することから、1億3,000万円への拡充を望みます。

##### ○償還期間の延長とは

現在の償還期限は、15年以内（うち据置3年以内）となっているため、漁船の実耐用年数（20年）に合わせた償還期限の延長を望みます。

# 18 資源管理・漁業所得補償対策について

【農林水産省】

## 【提案・要望の具体的内容】

資源管理・漁業所得補償対策をより実効性のあるものとするため、次の見直し措置を講ずること

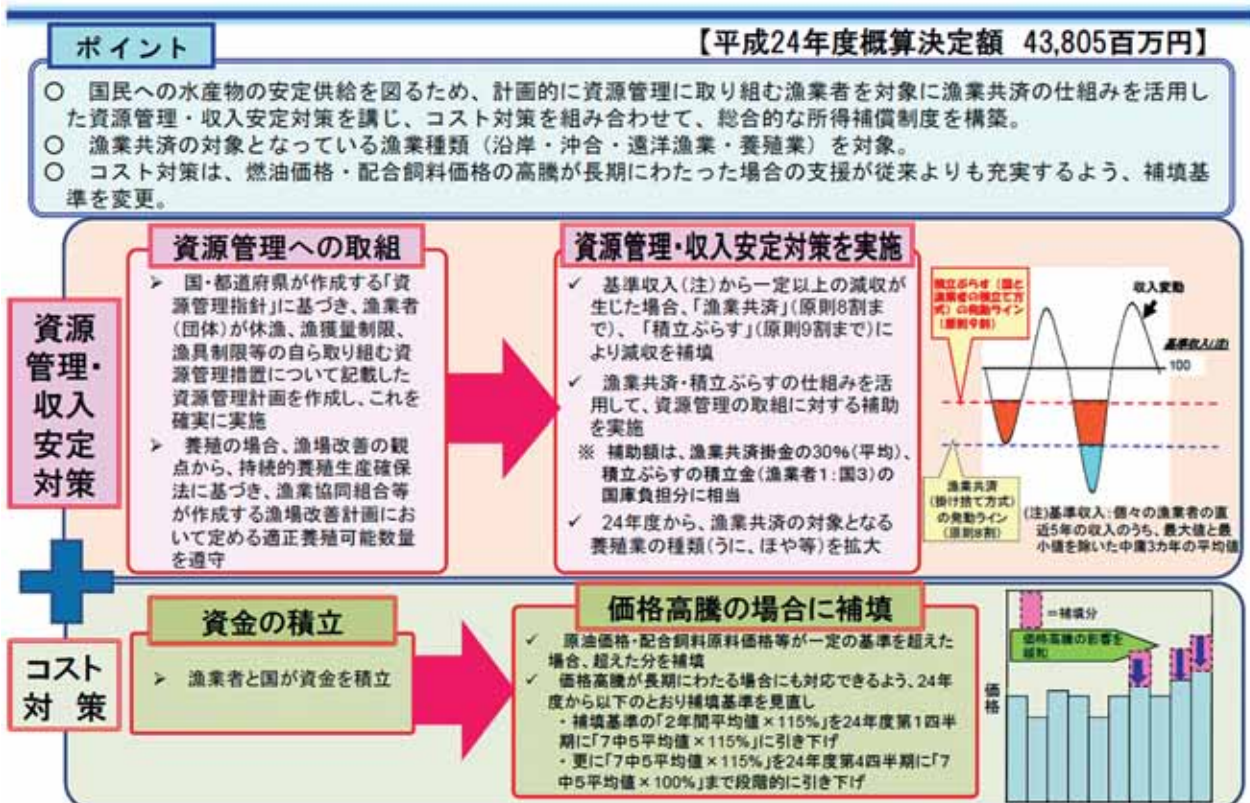
### 1 資源管理・収入安定対策（漁業共済、積立ぶらす）

- ・ 基準収入について、漁業収入が漸減傾向にある場合等は、直近最大値を用いるなど算定方法の改良を行うこと
- ・ 基準収入を下回った場合は、その全額を補てんの対象にできる制度とすること
- ・ 本対策の対象となっていないトラフグとクロマグロの養殖1年魚、アサリ養殖及び積立ぶらすの対象となっていない真珠養殖について、本対策が活用できるよう対象魚種を拡大すること

### 2 コスト対策（漁業経営セーフティネット構築事業）

- ・ 平成24年度から補てん基準の引き下げ、積立単価の選択並びに積立金の分割納入が可能となり、制度の一定の改善は図られている。しかしながら、より実効性を高めるために、補てん基準について基準価格を燃油が高騰し始める平成16年4月以前の価格水準まで引き下げること
- ・ 積立金の負担が漁業者：国＝1：1となっているものを、国の負担を引き上げて1：3とし、より多くの補てん金が支給されるようにすること

## 資源管理・漁業所得補償対策の概要





【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 国は、平成23年度から、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、漁業共済と積立ぶらすの仕組みを活用した収入安定対策と、燃油等の価格高騰対策として平成22年度から実施中の「漁業経営セーフティーネット構築事業」によるコスト対策を組み合わせた総合的な漁業所得補償対策を実施しています。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

1 資源管理・収入安定対策

- 収入安定対策（事業名：資源管理・収入安定対策）における「基準収入」の算定は、直近5年の漁業収入のうち、最大値と最小値を除いた中庸3ヵ年の平均を用いることとなっていますが、漁業収入が漸減傾向にあれば、基準収入も同様に推移するため、漁業者は減収部分に対する十分な補てんを受けることができなくなります。
- 収入安定対策は、基準収入から一定以上の減収が生じた場合に、漁業共済（原則8割まで）と積立ぶらす（原則9割まで）でこれを補てんする制度となっていますが、現在のように漁獲収入が漸減傾向にある場合、厳しい経営状況にある本県漁業者にとって、減収部分に対する完全な補てんがないことは、漁業所得補償対策という本来の目的の達成には至らないのではないかと思います。
- 現在、トラフグ、クロマグロにおいては、もっとも経営リスクが高い養殖1年魚が対象となっていないことから、経営安定のためには1年魚についても共済の対象とする必要があると思われます。また、漁業共済対象となっていないアサリ養殖業を営む漁業者は、本対策を活用することができないため、漁業者間での不公平感が生じるおそれがあります。
- 現在、真珠養殖漁業は、近年の価格の低迷により厳しい経営環境にあります。真珠養殖業は積立ぶらすの対象となっていないことから、持続的な経営安定のためには真珠養殖業についても、積立ぶらすの対象にする必要があると思われます。

2 コスト対策

- 漁業用燃油や養殖用配合飼料の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みとして漁業経営セーフティーネット構築事業が実施されていますが、燃油等の高止まりのため長期にわたり漁家の経営を圧迫している状況であるため引き続き効果ある制度への改善が必要です。
- 平成24年度から補填の発動基準の見直しが行われていますが、燃油高騰が深刻になった時期の平均値であり、漁業者が考える高騰以前の価格とは未だ大きな差があります。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 漁業所得補償対策及びコスト対策をより実効性のある制度とするため、本対策に次の見直しを講じていただくよう要望します。
  - ①基準収入について、漁業収入が漸減傾向にある場合等は、直近最大値を用いるなど算定方法の改良を望みます。
  - ②基準収入を下回った場合は、その全額を補てんの対象とすることを望みます。
  - ③トラフグ、クロマグロの養殖1年魚やアサリ養殖漁家も本対策を活用できるよう、漁業共済対象魚種等の拡大を望みます。
  - ④真珠養殖漁家が本対策を有効に活用できるよう、積立ぶらすの対象魚種等の拡大を図ることを望みます。
  - ⑤漁業経営セーフティーネット構築事業の平均価格の計算根拠を見直し、原油高騰が始まる平成16年4月以前の価格が基準となる程度まで引き下げることが望みます。
  - ⑥積立金における国の負担を引き上げて現在の3倍とすることを望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- 収入安定対策における減収対策を充実させることにより、本県漁業者の更なる経営安定が図られます。
- 本対策をより多くの漁業者が活用できるようになります。
- 燃油や養殖用配合飼料の価格の変動による経費負担が軽減され、水産物の安定供給と漁業・養殖業の経営安定が図られます。

# 19 水産基盤及び農業生産基盤整備の促進について

【農林水産省】

## 【提案・要望の具体的内容】

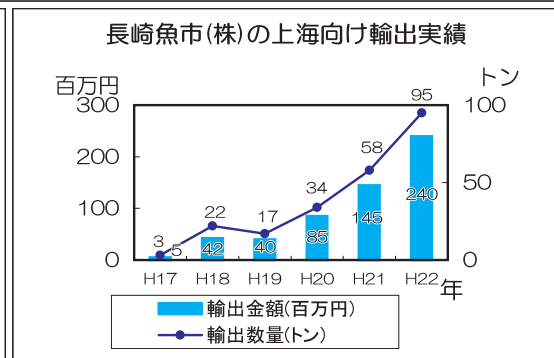
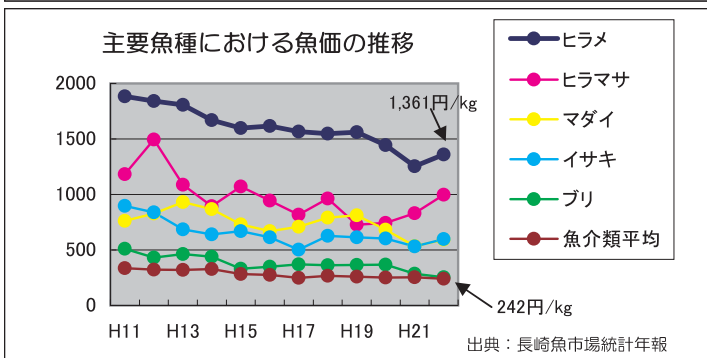
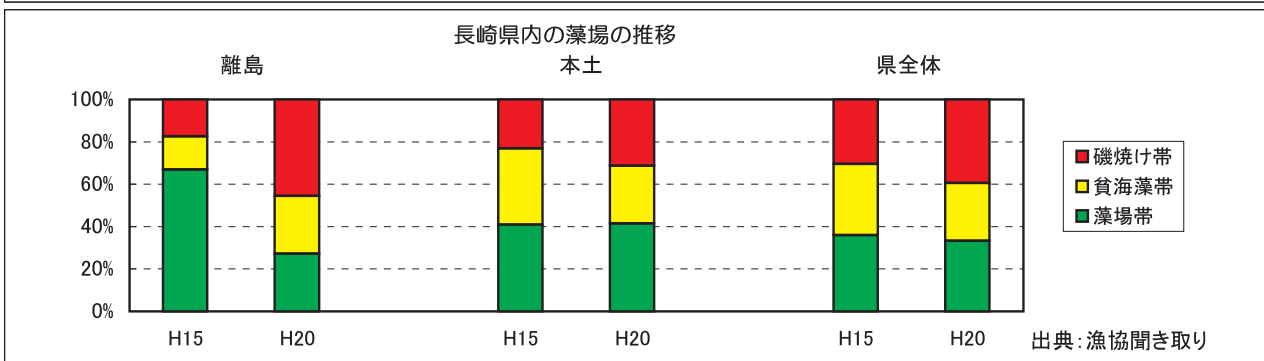
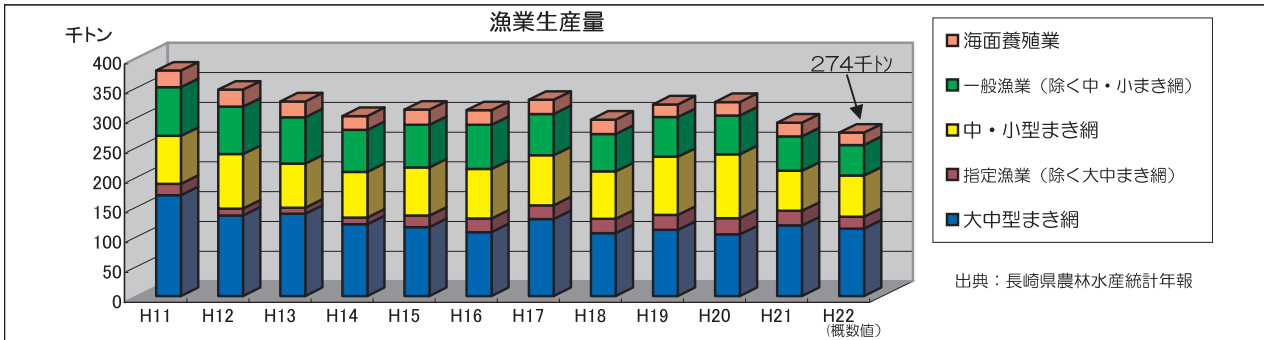
### ＜水産基盤＞

- 総合的な水産基盤の整備を促進するための必要な財源の確保を図ること
  - 水産資源の維持回復を図る藻場や増殖場の重点的な整備
  - 特定第3種長崎漁港における水揚げから流通までの高度衛生管理体制の早期整備
  - 自然災害対策に必要な予算の確保
- 国直轄による新たな大規模漁場整備の促進を図ること

### ＜農業生産基盤＞

- 生産基盤整備と集積による農業の生産性向上や経営力強化、快適で安全な農村の振興のためには、生産性の高い優良農地の確保や農道整備、老朽ため池改修をはじめとした農村の防災対策など生産基盤の整備は必要不可欠であり、農業農村整備を促進するために必要な予算総額を確保すること
- 持続可能な力強い農業の実現と農山村地域の活性化のため、規模拡大や流通の合理化など、体質強化に必要な生産施設整備予算を確保すること

### ＜水産基盤＞



【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

長崎県は変化に富む長い海岸線と多くの離島・半島地域を有し、海域の特性に応じた多種多様な漁業が営まれており、生産量・額ともに全国有数の水産県です。しかしながら、磯焼けに象徴される漁場環境の変化、水産資源の減少、魚価の低迷、就業者の減少と高齢化など、水産業と漁村をとりまく環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、水産資源を守り育てる藻場や増殖場の整備、効率的な漁獲を行う魚礁漁場の整備、高齢者や女性にも配慮した就労環境改善のための施設（防暑施設・浮体式係船岸）整備、高度衛生管理対策や、想定される自然災害に対応するための施設整備など、生産基盤の整備や水産物流通機能の高度化を推進し、漁業の生産性及び所得の向上を図るとともに、安全・安心な漁村の形成を図る必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・国における平成24年度水産基盤整備事業（国直轄漁場整備含む）の公共事業費予算は、対前年度比95.4%であり、3年連続して削減されています。（H21比 57.6%）

→国の水産基盤整備事業の予算は大幅に落ち込んでおり、本県の事業継続地区、新規予定地区の計画的な実施に支障があります。

特に本県においては、国の長期計画と連携した、平成24年度からの新たな「長崎県漁港漁場整備長期計画2012」を策定し、水産資源の回復を図るための沿岸域での増殖場整備や、継続的な漁業生産量確保のための魚礁漁場の整備、長崎漁港における高度衛生化対策、想定される自然災害に対応するための施設整備等の必要な基盤整備を計画的かつ効果的に行うこととしています。

また長崎漁港では、国の高度衛生管理基本計画に基づき、水産物の水揚げから流通に至るまでの一貫した高度衛生管理体制の確立を図るなかで、産地魚市場の重要施設である仲卸売場の高度衛生化対策についても、荷さばき所と同様に、国の水産基盤整備事業の中で実施していく必要があります。

・平成24年度の「地域自主戦略交付金」は対前年度比115.6%と増額されましたが、「農山漁村地域整備交付金」は対前年度比30.3%と大きく削減されています。

→より自由度の高い交付金へと移行しているものの、次年度以降の必要な水産基盤整備予算の確保が可能か不透明です。

・国直轄による大規模漁場整備は、制度の創設及び本県周辺海域における事業実施を平成17年11月から継続して政府施策要望し、設置について関係者の調整が図られた五島西方沖の整備が平成22年度から着手されました。

→水産資源の生産力の向上と水産物の安定供給の確保のため、五島西方沖地区（H22～26年度）の着実な実施と、同地区に続く本県周辺海域での新たな整備着手が必要です。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・本県水産業の振興に必要な水産基盤整備が着実に実施できるよう、一括交付金等を含め、予算の総額を確保すること。

・五島西方沖地区の直轄漁場整備にかかる必要な予算の確保と同地区に続く本県周辺海域の整備に向け取組を促進すること。

・長崎漁港の仲卸売場の高度衛生化対策についても国の補助対象とすること。

（参考）平成24年度政府予算額（国費）

水産基盤整備 69,048百万円（対前年度比 95.4%）

農山漁村地域整備交付金 9,614百万円（対前年度比 30.3%）

地域自主戦略交付金 551,500百万円（対前年度比115.6%）

→この予算措置により、水産環境整備事業など県内の水産基盤整備事業を実施。

五島西方沖地区の国直轄漁場整備予算は平成22年度6億円、平成23年度18億円、平成24年度12億円であり、残2年で44億円（22億円/年）が必要。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・国の長期計画と連携した「長崎県漁港漁場整備長期計画2012」に基づく、必要な基盤整備の計画的かつ効果的な実施。

・特定第3種長崎漁港における水揚げから流通に至るまでの一貫した高度衛生管理体制の早期確立。またそれを通じた東アジア向け水産物輸出の増大。

・五島西方沖地区漁場の平成26年度完成と、それに続く本県周辺海域の整備による水産資源の生産力の向上と水産物の安定供給の確保。

## <農業生産基盤>

各種交付金拠出額を含めても縮減前の平成21年度に比べ予算総枠の大幅縮減

### 【農林水産省一般公共事業予算】

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
9,760億円	→ 6,370億円	→ 5,002億円	→ 4,703億円
100%	対H21比65%	対H21比51%	対H21比48%

(※一括交付金拠出額(外数) 1,090億円 203億円)  
対H21比62% 対H23比98%

### 【強い農業づくり交付金予算】

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
244億円	→ 144億円	→ 31億円	→ 21億円
100%	対H21比59%	対H21比13%	対H21比9%

(H24年度は、37億円を一括交付金に拠出)

事業実施地区、新規予定地区の計画的実施に支障

### 【水田・畑の基盤整備】

H25～H28新規要望地区 12地区

### 【老朽ため池改修】

H25～H28新規要望箇所 38箇所

### 【共同利用施設の整備】

H25～ 新規要望地区 8地区

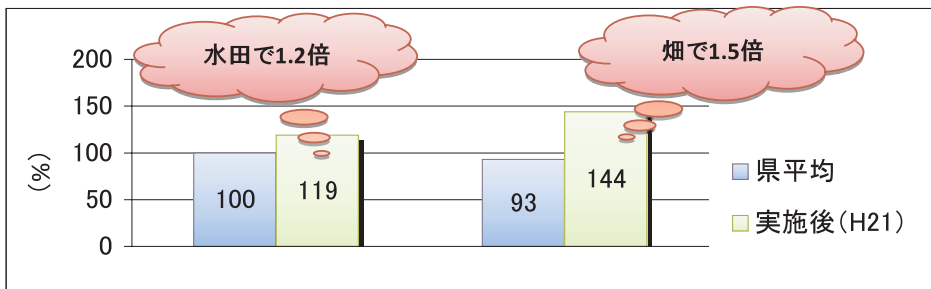
(事業費1億円超)

## 農地の状況

- ・長崎県は耕地面積に占める畑地の割合が全国よりも高い。  
九州42% ≤ 全国46% ≤ 長崎54%

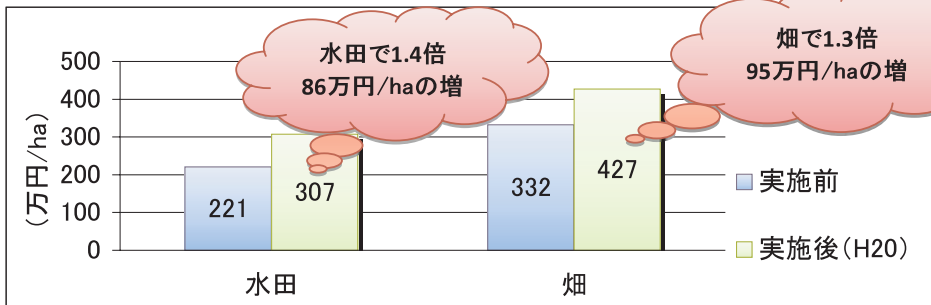
## 基盤整備の効果

### 基盤整備実施地区の耕地利用率



- ・直近5箇年(H17～H21)に完了した基盤整備実施地区(水田5地区、畑6地区)の推移
- ・耕地利用率(%) = 作付(栽培)延べ面積 / 耕地面積 × 100

### 基盤整備実施地区のhaあたり農業産出額の増加状況

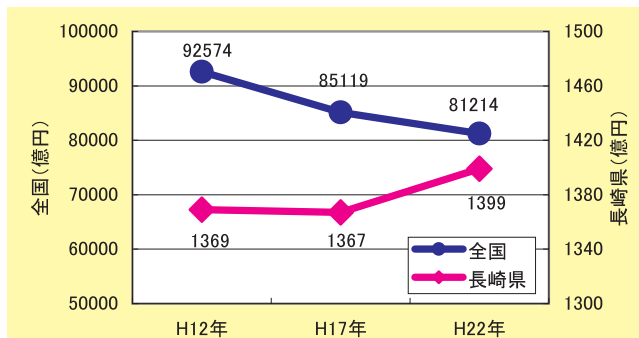


- ・H13～H19に完了した基盤整備実施地区(水田8地区、畑9地区)の平均値

## 農業産出額の推移

- ・平成22年の本県農業産出額は1,399億円で、全国的に減少傾向にある中、収益性が高い施設園芸や肉用牛などの伸びにより、近年増加傾向で推移。

☆施設面積の伸び率  
全国第2位(H7年/H17年)





### 【この要望の背景・必要性】

本県は、離島・半島地域を多く抱え、平坦地に乏しく、水資源にも恵まれないという厳しい営農条件にあります。このため、土地利用型農業に加え、温暖な気候と新しい技術や品種を活かし、果樹や施設園芸・畜産などの付加価値が高く多様な作物の生産振興を図ってきました。

しかしながら、近年の経済低迷に加え、原油や飼料用穀物等の輸入価格の高止まりなどにより、農業所得は大幅に減少しており、加えて、高齢化や担い手不足等深刻な状況にあります。

このため、生産性の高い優良農地の確保や農産物輸送コストの縮減に資する農道の整備、施設園芸や畜産の生産性向上や生産体制強化につながる施設等整備などの生産基盤整備により、農業の規模拡大、生産性向上、高付加価値化を進め、所得向上を図ることで意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整備していく必要があります。

### 【農業農村整備の予算総額の確保について】

・本県が目指す経営力強化のためには、生産性の向上や、担い手農家への農地集積・規模拡大などにつながる農地の生産基盤整備が有効ですが、本県においては農地の基盤整備の遅れが土地利用型農業の展開や担い手農家の規模拡大、農業所得向上に対し、支障となっております。

・このため、水資源に乏しく、畑地が多い本県においては、天候に左右されない計画的な生産のほか、農業の生産性向上や経営力強化につながる農地の生産基盤の整備、特に畑地の整備が急務であります。

・しかしながら、国の平成24年度農林水産一般公共事業費は、「農山漁村地域整備交付金」から「地域自主戦略交付金」へ移行する拠出額を加えても対前年度比98%であり、平成21年度から平成23年度までに約4割削減され、依然として厳しい状況であります。

→本県の事業継続地区、新規予定地区の計画的実施に支障

・国の「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の中では、農地集積の促進として大規模経営体が太宗を占める構造を目指すほか、災害に強い農業用施設のインフラ対策などを行うこととされていることから、規模拡大に有効な農地の基盤整備が遅れている地域への施策の重点化や、老朽ため池の改修をはじめとした快適で安全な農山村の振興のための防災対策などについて、国の責務として施策の充実や予算の確保が必要であります。

・また、平成25年度に予定されている地域自主戦略交付金の拡充等に当たっては、農地の整備などが遅れている地域の実情をより的確に踏まえたうえで制度設計の拡充見直しを行うなど、農業農村整備の計画的な実施に支障がないよう、予算総額の確保が必要であります。

・今後の水田・畑の基盤整備計画（平成25年度～平成28年度新規予定箇所）

○三会原第3地区（島原市）畑の区画整理・かんがい施設整備など 12箇所 約780ha

・今後の老朽ため池の改修計画（平成25年度～平成28年度新規予定箇所）

○松浦市の老朽ため池の改修など 38箇所

（参考）

・農林水産一般公共事業費 H24年度4,906億円<H23年度5,002億円>対前年度比98%  
（H24年度には地域自主戦略交付金への拠出金203億円含む）

※参考：H23年度とH21年度との比較

地域自主戦略交付金への拠出額（1,090億円）を含めたH23年度予算と削減前の

H21年度予算（9,760億円）との比較

$(5,002 + 1,090) / 9,760 \text{ 億円} = 62\%$

### 【農業生産施設整備予算の確保について】

・大規模経営体を育成し、早期に経営を安定させるためには、生産施設や省力化機械、集出荷貯蔵施設等の生産施設整備への支援が必要である。

・国における農業づくり交付金予算は、平成24年度21億円で、削減前の平成21年度から比較すると9%と激減（地域自主戦略交付金への拠出額37億円を含めても24%）

→集出荷施設や低コスト耐候性ハウスなどの共同利用施設の整備や老朽化する既存の産地基幹施設の計画的な再編整備に支障

・今後の主な共同利用施設の整備計画（平成25年度以降、事業費1億円超新規予定箇所）

○総合集出荷貯蔵施設（雲仙市）等 計8件

（参考）

・強い農業づくり交付金

平成24年度政府予算額21億円（地域自主戦略交付金への拠出額を含めると58億円）

・農山漁村活性化プロジェクト交付金

平成24年度政府予算額41億円（地域自主戦略交付金へ拠出額を含めると85億円）

## 20 本明川ダム・石木ダム建設事業の促進について

【国土交通省】

「本明川ダム建設事業」

### 【提案・要望の具体的内容】

本明川の治水と長崎市、諫早市など2市2町の貴重な水資源確保のため、本明川ダム建設事業の促進を図ること

### 洪水の調節

- 洪水時、本明川ダムにより流量を低減し、諫早市街地にて、諫早大水害相当の洪水を安全に流下させることが可能となるよう洪水調節を行う。

S32. 7. 25

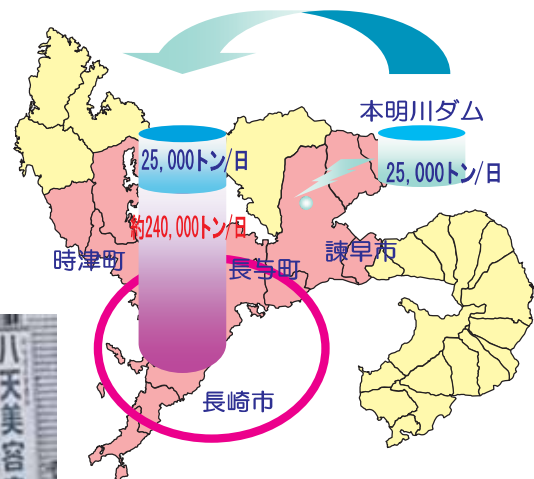
主な洪水被害状況（諫早市）

日雨量	588mm
死者	494名
行方不明	45名
床上下浸水	3,409戸



### 水道用水の確保

- 現在、2市2町で日量約24万トンある取水量に加えて、新たに日量2.5万トンを確保する。



H19. 2 渇水時の写真  
(時津町久留里ダム)



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

諫早市においては、昭和32年の諫早大水害にて死者494名・行方不明45名という甚大な被害が発生しています。昭和57年及び平成11年にも多数の家屋が、浸水被害を蒙っています。このように、本明川は、過去において何度も洪水による氾濫を繰り返し、下流部は住家が密集し、諫早市街地の川幅を現状より広げることが困難なため、本明川ダムによる総合的な洪水対策が必要です。

また、長崎市、諫早市、時津町及び長与町の2市2町においては、人口集中、市街地拡大、生活水準の向上等により、都市部での水道水の確保が必要となっております。

このため、洪水対策、水道水の確保など両面に大きな効果を持つ本明川ダムの早期建設に、大きな期待が寄せられています。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

・直轄ダム事業の見直しについては、平成22年9月28日に国土交通大臣より九州地方整備局長にダム事業の検証に係る検討について指示がなされ、ダムの検証が進められていますが、早期にダム検証の対応方針が決定され、本明川の抜本的な治水対策、県南部地域の安定水源の確保のために必要不可欠な本明川ダム事業の建設促進が喫緊の課題です。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

・全国的な気候変動によるゲリラ豪雨の発生、頻発する渇水被害等を踏まえ、県民の安全・安心の生活を守るためには、本明川ダムの事業促進を望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

・諫早市街地における洪水被害の軽減及び諫早市など2市2町の安定した水道水の供給が可能となります。

## 「石木ダム建設事業」

### 【提案・要望の具体的内容】

川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水不足の解消のため、石木ダム建設事業の促進を図ること

### 石木ダムの必要性

洪水から住民の生活を守ります

○石木ダムと既設の野々川ダムとで、毎秒270トンの水を低減させることにより下流の川棚町市街地を守ります。



佐世保市の水不足を抜本的に解消します

○佐世保市の新たな水源として、日量4万トンの水道用水を供給します。



佐世保市は、過去20年間に水不足の心配がなかったのは9年、残り11年は渇水の危機に瀕し、内3回は給水制限を実施

### ○川棚町における過去の主な被害状況

○昭和23年	9月11日	床上浸水	800戸	床下浸水	1,200戸
○昭和31年	8月27日	床上浸水	251戸	床下浸水	550戸
○昭和42年	7月9日	床上浸水	15戸	床下浸水	113戸
○平成2年	7月2日	床上浸水	97戸	床下浸水	287戸

### ○佐世保市の主な渇水

時間給水制限
○平成6年8月1日～平成7年4月26日
：日本一厳しい給水制限264日間
減圧給水制限
○平成17年7月2日～9日：8日間
○平成19年11月23日～平成20年4月30日：160日間



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- ・川棚川流域では、これまで幾度となく災害を受けてきました。主な災害としては、昭和23年9月、昭和31年8月、昭和42年7月、及び平成2年7月などであり、近年の平成2年7月2日の梅雨前線豪雨では、川棚町全体で床上浸水97戸、床下浸水287戸の甚大な被害を受けています。
- ・佐世保市は、安定水源の供給能力が不足しているため、慢性的な水不足に陥っており、毎年のように渇水の危機に瀕しています。特に平成6年の渇水では、264日間もの給水制限を実施するなど、市民生活及び経済活動に多大な影響を与えました。
- ・石木ダムは、川棚川水系の河川整備計画に位置づけられており、川棚川の抜本的な治水対策と渇水被害に悩む佐世保市の慢性的な水不足の解消のためには、必要不可欠な事業です。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・石木ダム事業の検証については、平成22年9月28日に国土交通大臣より要請があり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、関係地方公共団体である佐世保市、川棚町、波佐見町とともに「検討の場」を設置し、複数の代替案を立案し検討を行いました。検討過程においては、パブリックコメント、関係住民説明会、学識経験者等からの意見聴取を踏まえて、石木ダムがコスト等の面から他の代替案より優位であるとの共通認識が得られています。その後、長崎県公共事業評価監視委員会で審議した結果においても、石木ダム事業の継続が妥当との意見をいただいています。
- ・その後、平成23年7月26日に長崎県として事業継続の方針を決定し、国土交通大臣宛に報告書を提出し、本年4月26日には国の有識者会議が開催され、国が定めた中間取りまとめに沿った検証がなされたと認められております。
- ・さらに、国においては、有識者会議等の意見を踏まえ、6月11日に「補助金交付を継続」とする対応方針を決定されており、今後、新たな段階に進めるものと考えております。
- ・川棚町民、佐世保市民の安全・安心な暮らしを守るために、石木ダムの早期の完成が望まれており、事業工程に基づく適切な予算配分が課題となっています。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・ダムによる抜本的な治水対策及び水資源の確保対策を早期に実施する必要があるため、事業工程に基づく適切な予算配分を望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・早期の石木ダムの完成により、川棚町民、佐世保市民の暮らしの安全・安心が図られます。

# 21 九州横断自動車道の4車線化について

【国土交通省】

## 【提案・要望の具体的内容】

- ・長崎芒塚～長崎多良見間4車線化の事業予算の確保と、その促進を図ること
- ・長崎～長崎芒塚間4車線化の早期着手を図ること



**現 状**

- ・暫定2車線（対面交通）
- ・制限速度 70km/h
- ・交通量 1万台（4車線の基準）以上
- ・ボトルネック（接続道路は合計6車線）
- ・大型車両の増大に伴う速度低下
- ・事故により交通不能リスク大

4車線化

**整備効果**

- ・安全性の向上
- ・事故による交通不能リスクの低減
- ・走行速度向上（時速 70km/h→80km/h）
- ・災害時の緊急輸送道路
- ・物流機能の向上
- ・観光振興

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

九州横断自動車道の長崎～長崎多良見間は、長崎観光の主要なアクセス道路であり、交流人口の拡大に重要な役割を果たすとともに、災害時の緊急輸送道路としても重要な役割を担っています。

当該区間は平成16年3月に暫定2車線で供用しましたが、トンネル区間が全体の約6割を占めているため、対面通行時の危険性が高く、規制速度は70km/hに制限されて、安全性・高速性に課題を残しています。

こうしたことから、平成21年4月に国幹会議で4車線化が認められ、政権交代後には執行停止となりましたが、平成24年4月には既存道路の走行性や安全性の向上を図るため、事故が頻発している長崎芒塚～長崎多良見間について4車線化事業を開始することとなりました。

しかしながら、長崎～長崎芒塚間については、4車線化が見送られております。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

上記のように安全性・高速性に課題を残すとともに、暫定2車線区間でひとたび事故等が発生すると、長時間全面通行止めとなるほか、市内の道路交通も含めて大渋滞となります。

実際に死傷事故率を見ると、4車線区間（県境～長崎多良見間）の5.4件／億台キロに対し、暫定2車線区間（長崎～長崎多良見間）は11.3件／億台キロと2倍以上高い状況にあります。

長崎を代表するお祭りの一つであるランタンフェスティバルの開催期間中には、2年連続で事故による交通規制が行われたため、市内各地で渋滞が発生し、市民生活や観光客のアクセスに多大な影響を及ぼしました。

また、平成23年2月に長崎南環状線が開通し、長崎港臨海部からの物流などによる交通需要が高まっており、当区間の安全性・高速性の向上がさらに求められています。

さらに、本県が最重要課題としてハウステンボスと共同で取り組んでいる「上海航路（長崎港～上海）」が平成24年2月に就航しており、アジアから多くの誘客が見込まれるため、長崎港から県内外の主要都市への高速性・定時性の確保が非常に重要となります。

このような中、今回事業化が見送られた長崎～長崎芒塚間は、延長約3.0kmのうちトンネル延長が約2.6kmと約85%を占めているため、安全性・高速性に課題を残しており、さらには広域的幹線道路ネットワークにおけるボトルネック区間となることから、大災害時にネットワークが担うべき緊急輸送機能を大きく低下させる可能性があります。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・広域的幹線道路ネットワークにおける安全性・高速性を確保し、大災害時の緊急輸送機能を確保するため、長崎芒塚～長崎多良見間の4車線化事業の予算を確保し着実に促進するとともに、長崎～長崎芒塚間の4車線化の早期事業化を望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・対面交通の解消による安全性・高速性の向上、交通の隘路解消、事故による交通不能リスクの低減などを図ることにより、観光の振興や物流の効率化を支援します。また、併せて災害時の緊急輸送機能が強化されます。



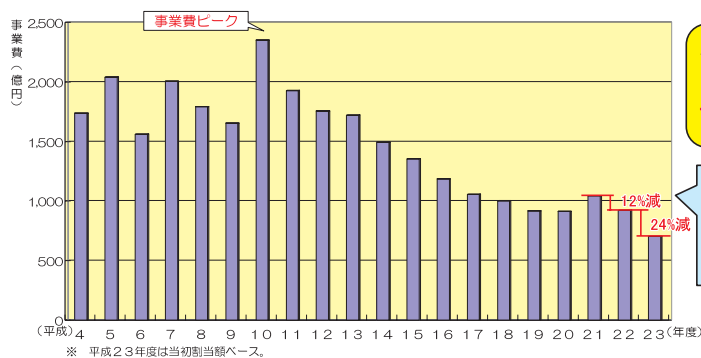
## 22 生命・財産を守る、災害に強い安全・安心な社会づくりのための事業促進について

【国土交通省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- ・ 防災能力を高め、県民の生命・財産を守るための事業の予算確保と、その促進を図ること
  - 1 治水事業（河川改修事業、砂防事業、地すべり対策事業）
  - 2 急傾斜地崩壊対策事業
  - 3 海岸事業
  - 4 市街地整備事業（住宅市街地総合整備事業・市街地再開発事業）
- ・ 災害時の交通ネットワークを確保するための事業の予算確保と、その促進を図ること
  - 1 橋梁補修事業
  - 2 港湾改修（防災安全対策）事業
- ・ 社会資本の維持管理のための施策拡充（適用拡大）を図ること

【長崎県の公共事業関係費の推移】



長崎県の公共事業費は、ピーク時(H10)から7割減少している

H22; 対前年度比12%減  
H23; 対前年度比24%減  
H21→H23で3割以上の減少







震災対策で落橋防止を設置



避難所として使われた客船（島原港 三会地区）  
【雲仙・普賢岳噴火災害時】



市街地再開発事業  
(栄町東西街区完成予想図：諫早市)

### 部門別の維持補修事業

部門	事業採択基準	財源					要望内容
		①国費	②県費	④県債	⑤一財	③市町費	
道路		50~70%	30~50%	27~45%	3~5%	0%	
港湾		1/3~45%	41~50%	0%	41~50%	14~17%	県負担分を起債対象
砂防	1億円以上	50%	50%	45%	5%	0%	事業採択基準の緩和
河川 海岸		補助事業なし					交付金の適用

※港湾、砂防、河川事業等の施策拡充を強く要望します

### 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

#### ○安全安心を確保するため、継続的かつ安定的な予算の確保が必要

本県の公共事業予算においては、平成10年度のピーク時に比べ約7割減少し、ここ2年間でも3割以上の減少となっています。

安心安全のために必要な社会資本整備は、まだまだ十分な状況ではなく、継続的かつ安定的な予算の確保が必要です。

#### ○「防災能力を高め、県民の生命・財産を守る」ための予算の確保と事業の促進

本県は、梅雨前線に伴う豪雨や台風の常襲地帯に位置しています。また、近年は、ゲリラ豪雨が頻発するようになっており、脆弱な地勢が県土の大半を占め、過去より自然災害が多発する本県においては、防災能力を高め、県民の生命・財産を守り、安全安心な生活を確保することは喫緊の課題となっています。

- ・河川改修事業による治水対策の推進が必要です。
- ・土石流危険渓流数が全国第7位、地すべり危険箇所数が全国第2位、急傾斜地崩壊の危険箇所が人家5戸以上で全国第3位と災害の発生しやすい状況であり、砂防事業の推進が必要です。
- ・本県の海岸線延長は、全国第2位となっており、人口と資産のほとんどが海岸近くに集中していることから、海岸事業の推進は急務となっています。
- ・本県は、狭隘な道路の斜面市街地等に老朽木造住宅が密集し、防災上、住環境上多くの問題を抱えており、その改善を図るため、市街地整備事業の推進は急務となっています。

#### ○「災害時の交通ネットワークを確保する」ための予算の確保と事業の促進

大規模地震発生時には、住民の迅速な避難や緊急物資の輸送を確実にできるよう、橋梁や岸壁など交通ネットワークの耐震化が急務となっています。

- ・震災時の被災地内外の陸路を確保するため、緊急輸送道路の橋梁耐震補強の促進は急務となっています。また、本県は、離島、半島地域が多く、生命、生活、産業を支える橋梁の着実な維持管理が強く求められています。
- ・本県は多くの離島を有しており、緊急物資の搬入や避難等において、海上輸送に頼らざるを得ない状況であり、耐震強化岸壁の整備が急務となっています。

#### ○「社会資本を健全に維持し、県民の安全安心を確保する」ための施策の拡充

河川、砂防、港湾施設の維持・補修に当たっては、事業メニューが整備されていないなど、施設を健全に維持するためには交付金等の施策拡充が課題となっています。

- ・河川、海岸修繕事業に対する適用の拡大をお願いします（交付金化）
- ・砂防、地すべりにおける緊急改築事業の採択基準の見直しをお願いします（緩和）
- ・港湾施設の補修事業の採択基準の見直しをお願いします（起債対象）

## 23 離島・へき地における医師・看護師確保対策の充実について

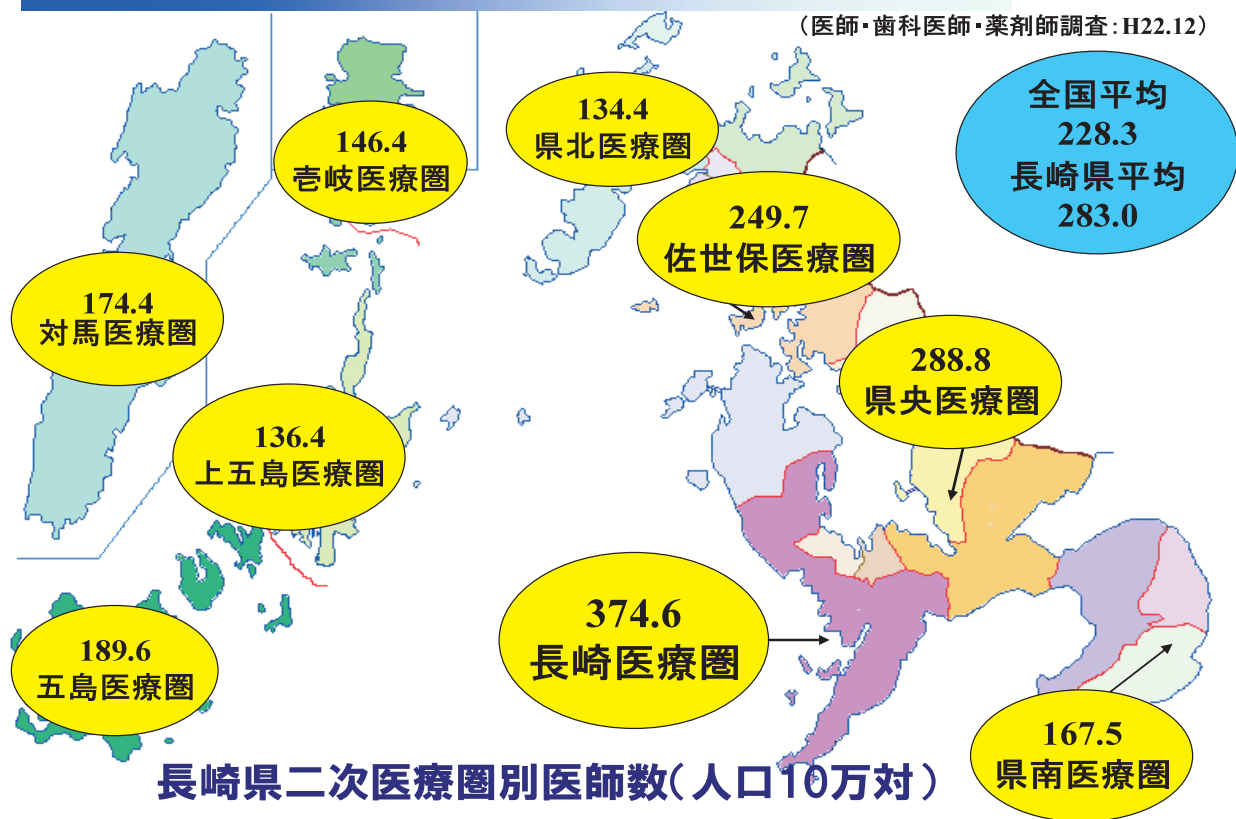
【厚生労働省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 離島・へき地における医師確保のため、離島・へき地病院等への勤務を誘導するなどの新たな制度構築を行うこと。また、同地域に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくなるように、医師養成システムについて早急な見直しを行うこと
- 2 離島・へき地住民の専門医療へのニーズを満たし、安全安心な医療体制を構築するために、離島・へき地の患者が専門的な医療へ容易にアクセスできるような体制の整備を行なうこと
- 3 離島・へき地における医療提供体制整備等のため「看護師特定能力認証制度」における認証の要件及び指定カリキュラムに「一定期間の離島・へき地病院等での研修」を取り入れること

### 長崎県の医師偏在の状況

(医師・歯科医師・薬剤師調査：H22.12)



離島の公立病院等の看護職員数及び資格取得状況 H23. 12. 1現在 長崎県病院企業団等調べ

病 院 名	看護職数	職 種				資 格 等		
		保健師	助産師	看護師	准看護師	専 門	認 定	備 考
五島中央病院	144	7	7	118	12	0	1	摂食嚥下障害看護
富江病院	21			19	2	0	0	
奈留病院	17			13	4	0	0	
上五島病院	93		8	72	13	0	1	がん性疼痛看護
有川医療センター	8			8		0	0	
奈良尾病院	13			10	3	0	0	
壱岐市立市民病院	108		3	85	20	0	2	呼吸器・管理
対馬いづはら病院	100	4	6	76	14	0	0	
中対馬病院	63	1		52	10	0	0	
上対馬病院	43		3	35	5	0	0	
計	610	12	27	488	83	0	4	

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

我が国の医師数は、数のうえでは増え続けている一方で、医師や患者の専門医指向などにより診療科目が細分化され、必要とされる医師数も増加したため、全国的に医師不足の状況にあります。

本県内においても、医師の都市部への集中などにより、地域間の偏在が顕著になっており、特に、離島・へき地における医師不足は、大変厳しい状況となっています。

加えて、離島・へき地では、都市部に比べ、研修施設、症例数などの要件のため専門医の資格取得が難しくなり、医師の都市部への集中が進み、地域偏在の一因となっています。

今後、大学医学部の地域枠の設定などにより、医師の供給数は増えていくもの思われますが、効果が現れるまでは長期間を要し、速効性は期待できないと思われ、また、現行のままで、供給増分が離島・へき地の医師数の増加に繋がる保証もありません。

そこで、現段階で医師の地域偏在を是正するためには、離島・へき地への勤務の誘導策や専門医を指向する医師に対する離島・へき地の勤務経験を評価する方法などが必要となります。

また、離島地区の住民も本土地区と同じように、特殊診療科目や専門的医療の受診を望んでいるが、そのような医療を受診するのは容易ではありません。

医師不足は、看護職を初めとした多職種が関わり合う医療提供体制にも影響を与えており、「看護師特定能力認証制度」の導入をはじめとしたチーム医療の推進は、少ない人材や特有の環境に置かれている離島・へき地における医療提供体制の整備には欠かすことの出来ないものと考えられます。

## 【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・離島・へき地の勤務が要件とされていない現在の医師養成システムでは、都市部への医師集中を是正することは困難であるため、諸外国に倣い、地域別や診療科別での必要とされる医師の適正数・適正配置の設定など、離島・へき地への勤務を促進するような国家レベルでの誘導策を検討することが必要であると考えます。
- ・離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくするためには、指導のIT化の推進などによる離島・へき地における指導体制や症例数の確保などに関する取得条件について、学会への働きかけが必要であると考えます。
- ・離島地区の住民も本土地区と同じように、がん治療（放射線治療など）や先進医療などの高度な専門診療を受けることを望んでいます。
- ・そこで、離島地区の住民がこれらの治療を受けられるよう、住民に対する交通費などの財政的支援が必要であると考えます。
- ・離島・へき地においては、医師不足等に対応できるチーム医療が求められていると同時に、特定能力の認証を受けた看護師に求められるプライマリーケア等の実践研修等が可能であることから、認定要件（離島・へき地での実務経験）や養成カリキュラムの一部に「離島・へき地での研修」を組み込んだシステムの構築が必要と考えます。

## 【医師の地域偏在是正についての諸外国の取組】

### ①フランス

国が地域や診療科ごとに必要な医師数を調査し、病院ごとに受け入れる研修医の数を決定する。医学生は卒業時に国の試験を受け、成績上位の順に、希望する診療科や地域で研修できる。

### ②ドイツ

州の医療圏ごとに人口当たりの医師の定数を設け、定数の110%を超える地域では保険医として開業できない。

### ③アメリカ

各科の卒後研修プログラムは卒後医学教育認可評議会が定めた全米統一規格で実施されている。各科別に経験症例数、研修年限、定員の決まった認定施設で研修を終わらなければ専門医資格が取れない。すなわち、国レベルで専門医の定数が定められている。



**【3】 本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・ 離島・へき地地域の医師確保のため、地域や診療科ごとに医師の適正配置を促進する新たな法整備や、初期研修（2年間）修了後、後期研修の一環として1年間、離島・へき地病院等で実際に臨床経験を積む選択制の「公益研修」の設定など卒後研修制度の見直し。
- ・ 現在、国で検討されている総合的に診療を行う専門医の資格取得に関し、他地域に比べ短期間の臨床経験で取得可能となるなど離島・へき地での勤務が有利に働くような制度の創設等、離島・へき地に勤務する医師が専門医資格を取得しやすくするため、取得条件の見直しについての国から学会への働きかけ。
- ・ 離島地区の住民が本土地区で専門医療を受ける際の交通費に対する助成。
- ・ 「看護師特定能力認証制度」における認証の要件及び指定カリキュラムに、一定期間の「離島・へき地での研修」を取り入れること。

**【4】 要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・ 医師の地域偏在の早期是正につながり、離島・へき地の医療が確保されます。
- ・ 離島・へき地での診療経験が医師のキャリアパス上不利とならなくなり、地域医療を志向する医師が増えます。
- ・ 離島地区の住民が専門的医療へ容易にアクセスすることができます。
- ・ 特定能力認証をめざす看護師が、離島・へき地で臨床経験を積むことで、より自律的で的確な判断力と習熟した技術を修得でき、医師不足地域での医療提供体制を充実させることができます。
- ・ 産科・外科等の医師不足が顕著な離島・へき地の病院においては、特定能力の認証を受けた看護師の果たす役割が他の地域よりも大きくなると考えられ、緊急応変的な判断や処置により、住民へ早期治療(特定の医行為)が可能になります。
- ・ 認証を受ける看護師を、離島・へき地へ牽引する仕組みを作ることで、「看護師特定能力認証制度」の目的を達成することができ、制度創設の効果を発揮できます。

## 24 妊婦健康診査の公費負担の継続について

【厚生労働省】

### 【提案・要望の具体的内容】

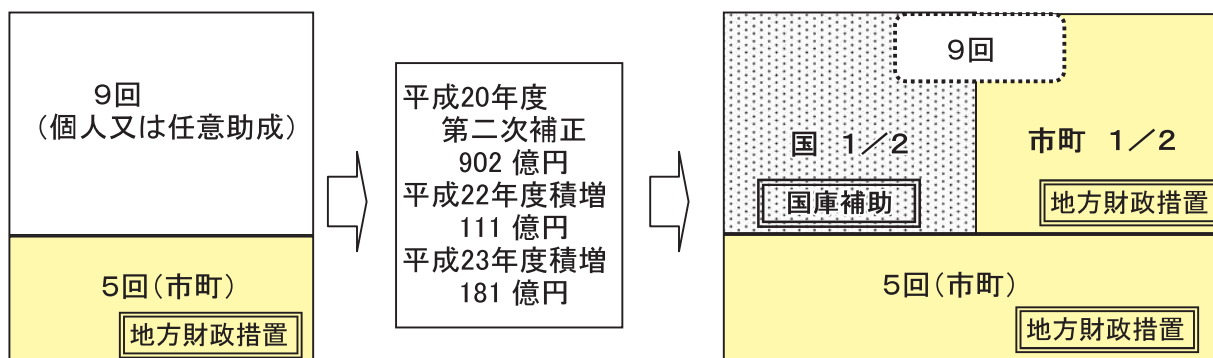
妊婦健康診査は、定期的に妊娠の経過を見守ることにより、妊娠・分娩中に母体、胎児に生じる異常を早期に発見し適切な支援を行うことができるなど、安全・安心な出産のために必要かつ重要なものである。

このため、妊婦健康診査の公費負担制度が今後とも市町事業として安定的に実施できるよう、財政的支援を継続すること

長崎県における妊婦健康診査実績

	実施状況	受診実人数	受診延人数	実績総額
H 21 年度	全市町(21 市町) で 14 回実施	12,262 件	89,909 件	697,019 千円
H 22 年度		12,470 件	91,146 件	699,269 千円

### 《平成20年度第二次補正前》



### 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- 妊婦健康診査は、国が示す望ましい回数である14回を確保するため、従来の地方交付税による公費負担5回分に加え、残りの9回分について市町への交付税と、平成20年度国の第二次補正予算で創設した妊婦健康診査臨時特例交付金を県に交付することで、予算措置がなされました。
- 当初は平成22年度までの時限措置とされていましたが、平成22年度第一次補正予算により、HTLV-1抗体検査を含めるなど公費負担が充実し、平成23年度第四次補正予算により平成24年度まで公費助成の継続が可能となっています。  
しかし、本県の市町財政は依然厳しい状況下であり、国の財政支援が中止された場合は公費負担の回数や助成金額の減額が懸念されることから、妊婦の健康管理の充実及び安心して妊娠・出産ができる体制を確保するためには、財政的な支援の継続が必要です。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・ 妊婦健康診査については、平成24年3月30日に閣議決定された子ども・子育て新システムの関連法である「子ども・子育て支援法」において、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業に位置づけられ、「健診の実施時期や回数」及び「検査項目」については、現行の事業実態を踏まえ、法律上の基準を新たに母子保健法体系に示すこととなっています。
- ・ しかしながら、子ども・子育て支援法の施行は、恒久財源を得て早期に本格実施を行うとされ、税制抜本改革による消費税の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することを考慮するとされており、実施の時期が決定されておらず、平成25年度以降恒久的な制度が確立されるまでの間、妊婦健康診査14回の公費負担が継続できるよう、市町への財源措置の継続を要望していく必要があります。
- ・ また、妊婦健康診査は、妊娠届を行った際に14回の受診票を交付する方法で行われており、今後、受診票の交付を受ける妊婦は、健診の受診時期が年度を超え、延長がなされない場合は市町の負担となる恐れがあることから、早急に財源確保と方針の決定を求める必要があります。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・ 平成25年度以降も市町村が妊婦健康診査の公費負担を継続できるよう、国において恒久的な財源の確保を要望します。
- ・ 市町においては、平成24年度に受診票を配布するなど具体的な対応を行う必要があります、事業の執行に支障を生じないように、早期に財源を確保する旨の方針を示されるよう要望します。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・ 妊婦健康診査の経済的負担を軽減し、積極的な受診を促すことで、母体や胎児の健康確保や妊娠、出産、育児に対する不安や悩みの解消が図られ、安心・安全な妊娠・出産が確保されることとなります。

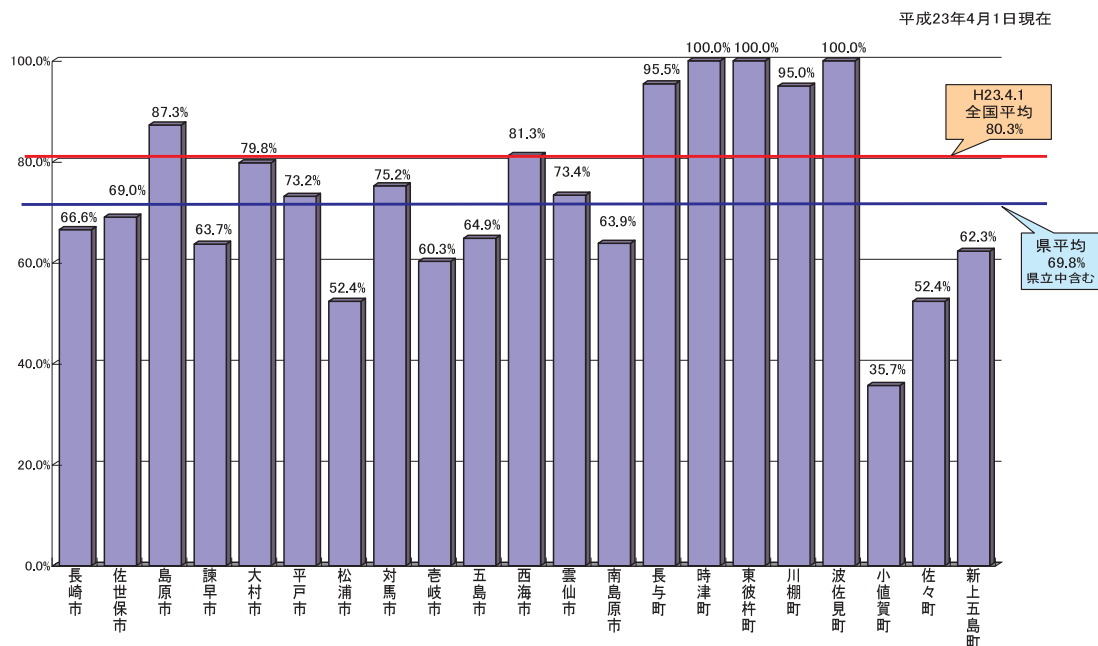
## 25 学校施設の耐震化に係る財源の拡充について

【文部科学省】

### 【提案・要望の具体的内容】

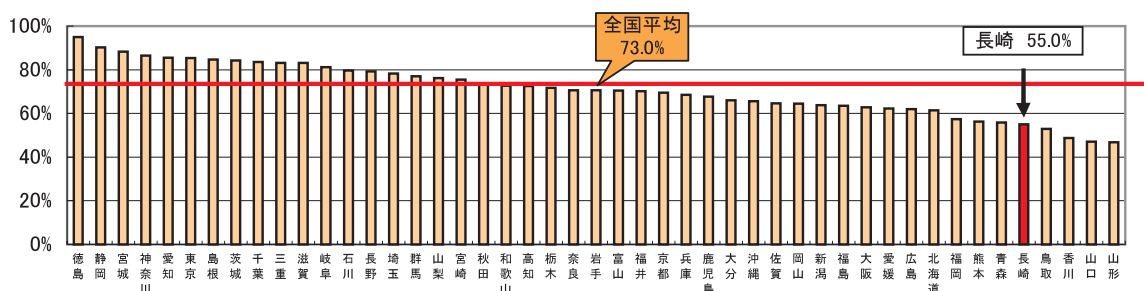
- 1 耐震化事業に係る国庫補助の充実
  - (1) 学校施設の耐震化に係る予算については、公立・私立に関わらず十分に確保すること  
また、耐震化以外の施設整備事業についても、整備計画どおりに進めることができるよう十分な財源の確保を図ること
  - (2) Is値0.3以上0.7未満の施設に係る補強工事についても、Is値0.3未満と同様の国庫補助率の嵩上げを図ること  
また、私立学校の補助率については公立学校よりも低く設定されているので、公立学校と同率の補助とすること
  - (3) 私立の小中高等学校について改築工事を補助対象とすること
- 2 耐震化のための地方財政措置の充実  
公立の小中学校及び高等学校等の耐震化に必要な財源確保のため、地方債及び地方交付税措置の充実を図ること  
私立学校施設に対して地方が単独で行っている補助に対しても、地方財政措置の対象とすること

【市町立小中学校耐震化状況（耐震化率）】



【私立小・中・高等学校および幼稚園耐震化状況（耐震化率）】

全国の耐震化の状況（私立小・中・高等学校） H23. 4. 1現在







## 26 原油価格高騰対策について

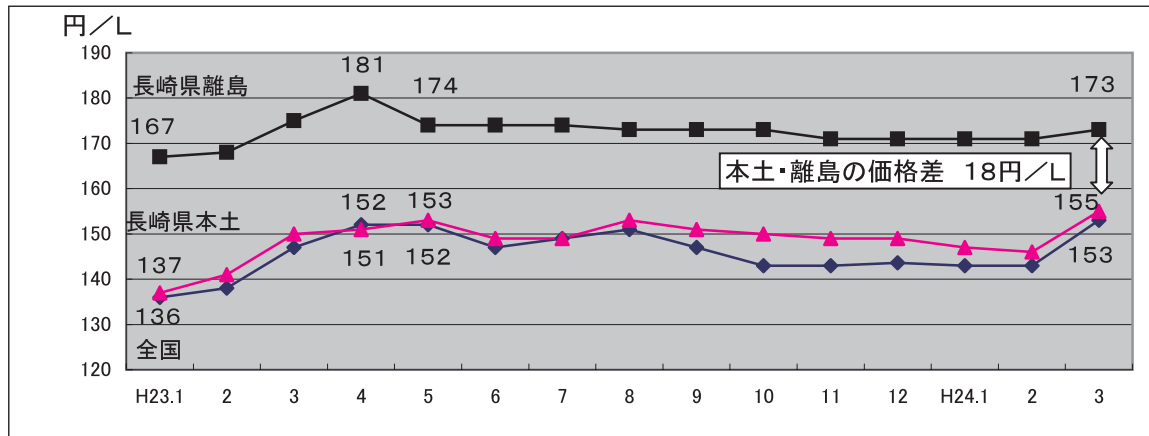
【文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省】

### 【提案・要望の具体的内容】

原油価格高騰に伴う石油製品の価格上昇が、県民生活や産業に多大な影響を及ぼしているため、各種対策を講じること

- 1 農林水産業における生産から流通にかかるコスト上昇に対する補助制度の創設
- 2 農林漁業用のA重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化
- 3 漁業経営セーフティネット構築事業の見直し（再掲）
- 4 省エネルギーの取組に対する支援の充実・強化
- 5 地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実
- 6 輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設
- 7 社会福祉施設に対する石油価格対策
- 8 教育現場における実習用燃料高騰対策
- 9 離島地域における揮発油税の減免（再掲）

ガソリン価格の推移(本土・離島の価格差)



※「全国」は石油情報センター調査  
 「長崎県本土」は、県石油商業組合発表  
 「長崎県離島」は県独自調査

### 【この要望の背景・必要性は以下のとおりです】

現在、政府では、平成24年の夏を目途に、新しいエネルギー基本計画を策定すべく検討が行われており、「エネルギーミックス」「省エネルギー・節電対策」「再生可能エネルギーの導入拡大」「化石燃料の有効活用と資源確保」「原子力発電」などについて議論が交わされていますが、短期的には、現在のエネルギー構成のなかで、ガソリンや重油をはじめとする石油製品に多くを頼らざるを得ない状況です。

しかしながら、本年春以降の原油価格の高騰により、県民生活に影響を及ぼすガソリン、灯油等及び事業用のA重油、軽油等の石油製品の価格が上昇しており、原油価格の高騰対策を講じることを求めるものです。

【本県が望むことは以下のとおりです】

**1 農林水産業における生産から流通にかかるコスト上昇に対する補助制度について**

原油高騰の影響により生産段階における資材等や加工・流通段階における燃料費が上昇し、農林水産業の経営を圧迫しているため、生産から流通の各段階におけるコスト上昇に対する補助制度の創設を望みます。

**2 農林漁業用のA重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置の恒久化及び軽油引取税の免税の恒久化について**

農林漁業に用いるA重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置及び軽油引取税の免税措置については「平成24年度税制改正大綱」において延長が決定されたが、原油の価格高騰が続く中、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため恒久化を望みます。

**3 漁業経営セーフティネット構築事業について**

漁業用燃油等の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和する仕組みとして漁業経営セーフティネット構築事業が実施されており、24年度から補填の発動基準が見直されていますが、燃油等の高止まりのため長期にわたり漁家の経営を圧迫している状況であるため引き続き効果ある制度への改善が必要です。そのため、次の見直しを望みます。

- (1)発動基準の平均価格の算出根拠を見直し、原油高騰が始まる平成16年4月以前の価格が基準となる程度まで引き下げる
- (2)積立金における国の負担を引き上げて現在の3倍とすること

**4 省エネルギーの取組に対する支援の充実・強化について**

- (1) 施設園芸の省エネルギー化を進めるため、ヒートポンプや保温のための内張りの多層化等にかかる既存の支援について、予算の拡充、補助率の引上げ等を要望するとともに、水産関係では、漁船等の省エネルギー化を進めるための新たな事業を創設し、燃油価格の高騰の中、強い経営体の育成につながる支援を要望します。
- (2) 石油製品を多く使用する中小企業等では、その価格高騰により経営が一段と厳しさを増しております。このような中小企業等が燃料費の節減を図るために行う省エネルギー設備・機器等の導入に対する支援制度について、補助率の引上げや対象者の拡大等の充実・強化を望みます。

**5 地域公共交通確保維持改善事業における支援制度の充実について**

存続が危機に瀕している陸上交通、離島航路及び離島航空路については、生活交通ネットワーク計画に基づき、運行（航）欠損額を事前算定方式により支援されているところですが、燃油価格の高騰等により、計画以上に欠損額が増加することが有り得ることから、事業者や地方公共団体の負担とならないよう、実績を踏まえた支援の実施と必要な予算の確保を望みます。

**6 輸送事業の燃油費高騰に対する支援制度の創設について**

運行（航）欠損額に対する支援制度のない第3セクター鉄道等や離島のジェットフォイル航路及び有明海航路においては、燃油費高騰が続くと、運賃の値上げ（燃油サーチャージの付加を含む）や減便等を余儀なくされ、地域住民等利用者の利便性が大きく損なわれます。このような事態が生じないよう、これらの輸送事業について燃油費高騰に対する支援制度の創設または運行（航）欠損額に対する支援制度の適用を望みます。

**7 社会福祉施設に対する石油価格高騰対策について**

石油製品価格高騰による各種経費の増嵩により社会福祉施設の事業運営が著しく圧迫されている状況に鑑み、新たに基金を創設するなど助成措置を講じることを望みます。

**8 教育現場における実習用燃料高騰対策について**

原油高騰に伴い、水産高校及び農業高校の実習教育に支障がないよう所要の財政措置を講じることを望みます。

**9 離島地域における揮発油税の減免について**

23年度に創設された離島ガソリン流通コスト支援事業により、離島におけるガソリンが値引き販売されていますが、住民生活の安定と産業の振興を図り、離島が自発的かつ持続的に発展できるように、地方財政に影響を及ぼさないように十分に配慮した上で、離島地域における揮発油税の減免を望みます。



## 27 佐世保港におけるすみ分けの早期実現について

【外務省、防衛省】

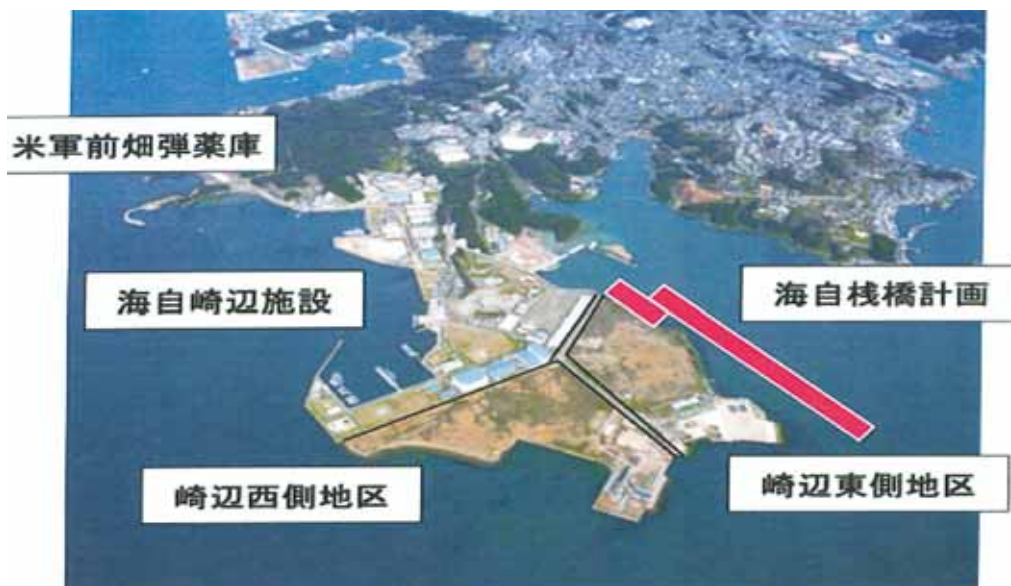
### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の早期の移転・返還
- 2 佐世保市が計画している前畑崎辺道路の建設用地として特に必要な同弾薬庫の一部敷地の早期の返還
- 3 崎辺東側地区（LCAC跡地）の海上自衛隊潜水隊群などによる海上自衛隊としての利活用
- 4 立神港区第1号～第5号岸壁の返還
- 5 その他の「新返還6項目」の早期実現
  - ①旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコー線）の返還
  - ②制限水域全面の返還（但し、緩和を含む）

佐世保港の全景



崎辺地区全景





**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

佐世保港においては、在日米海軍、海上自衛隊、民間企業等の施設が混在していることから、岸壁の競合をはじめ様々な問題が発生しております。また、佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）のある前畑地区は、臨海地帯の中心部を占め、港湾施設が不足し、佐世保港の有効活用に支障をきたしております。

このため、新返還6項目を基調とする佐世保港におけるすみ分けを促進することが必要です。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

・佐世保市には多くの米軍提供施設が存在しており、これらが地域産業の振興発展やまちづくりを図る上での阻害要因となったり、地域住民に不安を与えている面もあります。このため、昭和45年2月の基地縮小を内容とするニクソン・ドクトリンを背景に、昭和46年から米軍提供施設等の返還要望がなされてきましたが、従来の返還要望項目について緊急性・実現性の観点から整理・検討が行われ、平成10年に「新返還6項目」としてまとめられており、現在、赤崎貯油所に関する2項目が完結しております。

・前畑弾薬庫の移転・返還については、平成21年6月19日の第4回日米合同委員会施設調整部会において移設先である針尾島弾薬集積所の整備及び前畑弾薬庫の返還について日米双方の認識が一致し、平成23年1月17日の日米合同委員会で合意がなされましたが、今後なお一層の進捗を図る必要があります。

・立神岸壁等の返還については、平成23年5月20日の第33回旧軍港市国有財産処理審議会において、立神港区第3岸～第5岸の一部及びその背後地約4,600㎡を米国政府に対し返還要求すること並びに返還後は、佐世保重工業株式会社に売り払うことが承認されたところであり、当該岸壁返還の早期実現に向け、一層促進を図る必要があります。

・崎辺東側地区については、現在、エアクッション型揚陸艇（LCAC）の駐機場として米海軍が暫定的に使用しておりますが、国においては、移転先である西海市米海軍横瀬貯油所において、平成23年度末に施設整備事業が完成したところであり、国からは施設完成後、所要の手続きを経て正式に移転されるものと伺っております。

一方、海上自衛隊では、平成元年、崎辺東側地区に係留施設総延長950mの大型栈橋の建設を計画され、佐世保市としても港湾計画に位置付けていますが、20年以上が経過する今日においても、いまだ手つかずの状況にあることから、海上自衛隊施設の充実を図る必要があります。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

・前畑弾薬庫の移転・返還については、平成23年1月17日に日米合同委員会で合意されたところであり、今後、前畑弾薬庫の移設が、国による本格的な事業として大きく進展していくことが望まれます。また、同弾薬庫の一部敷地は、佐世保市が計画している前畑崎辺道路の建設用地として特に必要であり、早期の返還が望まれます。

・立神岸壁等の返還については、条件である「ジュリエット・ベイスン」の新岸壁が完成し、米軍への提供も行われたことから、今後は返還の早期実現に向けて速やかな対応を行うことが望まれます。また、抜本的解決に至るまでの間における立神岸壁の競合問題については、その地域経済に及ぼす影響の大きさに鑑み、現在使用している民間企業の継続使用を要望します。

・佐世保港の有効活用を図る上で、崎辺地区の利活用は基地政策の重要課題であると認識しておりますので、エアクッション型揚陸艇（LCAC）の駐機場が横瀬に移転した後は、その跡地が返還され、海上自衛隊による崎辺地区の利活用を具現化するものとして、崎辺東側地区へ潜水隊群の配置等を要望いたします。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

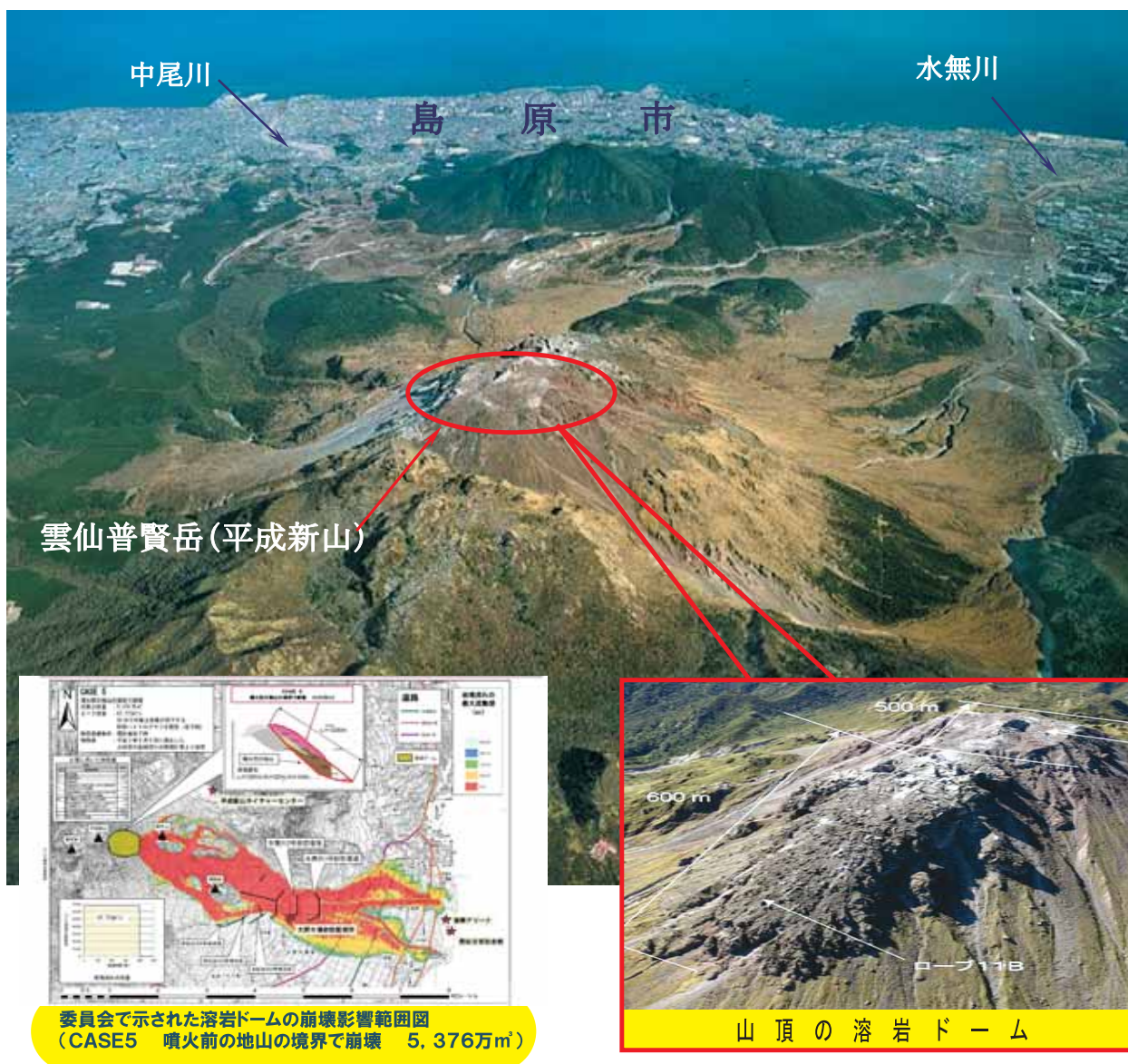
・佐世保港のすみ分けを実現することで、地域産業の振興、佐世保港の計画的な活用による佐世保市の発展、さらには、地域住民の安全・安心の確保に寄与します。

## 28 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策と九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

【文部科学省、国土交通省】

### 【提案・要望の具体的内容】

- 1 雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドームの監視・観測体制の継続・強化、並びに溶岩ドーム崩壊に対する即応体制の継続と予防対策を実施すること
- 2 島原市に設置されている国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターと雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化を図ること





## 【1】雲仙復興事務所の直轄砂防事業による雲仙普賢岳の溶岩ドーム対策について

### ○雲仙復興事務所の直轄砂防事業による山頂溶岩ドームの監視・観測体制の継続・強化とは

平成5年度から着手された雲仙普賢岳直轄火山砂防事業は、概ね9割が完成し土石流に対する安全性は格段に向上しています。しかし一方で普賢岳の山頂部には今なお約1億立方メートルの溶岩ドームが不安定な状態で存在しており、地震時等に崩壊の危険性が指摘されていますが、現行砂防計画において溶岩ドームの対応については事業対象外となっています。

現在溶岩ドームの監視・観測は直轄砂防工事現場の安全確保の観点から、直轄により行なわれていますが、昨年学識者を委員とする「雲仙普賢岳溶岩ドーム崩落に関する危険度評価検討委員会」におきまして、溶岩ドームが崩壊した場合の影響範囲の試算結果が示されると同時に今後新しい知見が得られた時点でシミュレーションの確度を上げていくことが重要であるとの提言がありました。

それを実行し地域住民の安全な暮らしを速やかに実現するためにも、今までの観測実績で得られたノウハウや全国の火山砂防対策についての豊富な知識と技術力を持つ国により引き続き対応して頂くことを望みます。

### ○溶岩ドームの崩壊に対する即応体制の継続と予防対策の実施とは

被災時の即応体制の一つとして当地区で培われた無人化施工技術は全国の噴火災害箇所等で有効に活用されるべきものであり、今後も技術向上のため当地区を実践の場としてそのノウハウを蓄積・継承していくことが必要だと考えます。

崩壊予防対策としては噴出物の撤去や流下物の補足等が考えられますが、それらを実施する際にも当技術は大変重要であると考えます。

また、平成23年12月からは「雲仙普賢岳溶岩ドーム崩壊に関する調査・観測及び対策検討委員会」において学識者と関係行政機関が連携してハード・ソフト両面にわたり減災対策を検討しているところですが、想定される災害規模が大きいことやその対応には高度な知見・技術力が必要であることから国による対応が必要不可欠であると考えます。

## 【2】九州大学地震火山観測研究センターの充実強化について

### ○国立大学法人九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターとは

昭和37年以来、九州大学により雲仙火山に関する観測・研究が島原市内で継続的に行われておりますが、全国的に火山監視・観測体制は、縮小傾向にあると言われており、地震火山観測研究センターの施設におきましても、老朽化しています。

平成2年に約200年ぶりに再開した雲仙・普賢岳の噴火活動は、火砕流や土石流などにより甚大な被害をもたらしましたが、当センターからの観測結果等が県や市町などに的確に提供されたことにより、災害の軽減が図られるなど、重要な役割を果たしたところです。

また、当センターは、地質学、火山学等の中核研究機関としての指導、助言などにおいても重要な役割を担っており、平成21年8月、日本初の「世界ジオパーク」に認定された「島原半島ジオパーク」の維持・発展と4年毎の再審査による継続認定に必要な不可欠な機関であり、平成22年12月に策定された基本計画でも、その役割が明記されています。

平成24年5月に日本で初めての「第5回ジオパークユネスコ国際会議」が開催される「島原半島ジオパーク」は、島原半島における観光の振興をはじめ、環境の保全・活用、文化の伝承、火山教育の普及活動により、地域住民が誇りを持ち地域経済の活性化にも寄与するものであり、ジオパークに欠くことのできない当センターの島原半島における存在は、本県にとって重要でありますので、今後も引き続き充実されることを望みます。

### ○雲仙復興事務所との連携による火山活動等の監視・観測・研究体制の充実強化とは

九州大学地震火山観測研究センターは、溶岩ドームの崩壊や地震災害などに対し、住民の生命及び財産の保護と生活の安定を図り、災害に強いまちづくりを推進するうえで、大変重要な役割を担っております。

今なお普賢岳山頂部には溶岩ドームが不安定なまま存在し、地震等による崩壊の危険性が指摘されている中、時々刻々変化する火山活動等を、今後も引き続き、当センターと雲仙復興事務所との連携により監視・観測・研究していく体制が必要不可欠でありますので、センターの機能につきまして、一層の充実強化を望みます。

---

---

## 29 鷹島海底遺跡の保存と活用について

---

---

【文部科学省】

【提案・要望の具体的内容】

水中考古学の専門研究機関を長崎県松浦市に設置すること



海底での調査状況



鷹島神崎遺跡



**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- ・長崎県松浦市の鷹島海底遺跡では、1980年（昭和55年）から30年以上にわたり調査が行われ、これまでに、元寇に関わる多くの遺物が出土しています。
- ・2011年（平成23年）10月には、琉球大学の発掘調査により、元寇船の構造がわかる遺物が発見されました。
- ・こうした研究成果を受け、2012年（平成24年）3月に、海底遺跡としては国内で初めて、鷹島神崎遺跡が国の史跡に指定されました。
- ・現在、国内には海底遺跡など水中考古学を研究する公的な機関がなく、研究が遅れている状況です。
- ・海底遺跡の調査や遺物の引揚げ、保存処理等は、陸上の遺跡とは異なり、技術的にむずかしく、また経費も多額になるなど多くの課題があり、県・市のレベルで対応できるものではないと考えています。
- ・海洋国日本として、水中考古学の研究は重要なものであり、財政支援、研究者等の人材育成などについて、国策として取り組んでいただきたいと思います。
- ・長崎県松浦市鷹島は、貴重な遺物が存在する海底遺跡を有しており、水中考古学研究の拠点として最適な場所です。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

**・鷹島海底遺跡の元寇船について**

元寇船の竜骨（キール）は現在発見されている部分だけで12m程あり、今後の調査で更に大きくなる可能性があります。

また、竜骨とともに船の外板が発見されていますが、現段階ではどの程度残存しているか不明です。

なお、船体の上には磚や陶磁器などが散見されており、船の時期を決定する好資料となっています。

**・元寇船の引き揚げについて**

船の引き揚げについては、水深（-23m）から見て、作業の効率性が極端に悪く、且つ、損壊をしないような引き揚げをするためには、相当な潜水技術、時間及び膨大な経費が必要となります。地元市が補助事業者として実施する場合、現行の国の50%補助金程度では、技術的、経費的な負担に耐えられません。

**・保存処理について**

船体を引き揚げた場合は、早急に脱塩とそれに続く保存処理が必要ですが、既存の保存処理施設では長さが足りず処理できないため、新たな特注施設の設置が必要となります。

船材の脱塩、保存処理には少なくとも10年を越す時間が必要ですが、その間の保存技術・経費等、膨大な負担となり、県・市レベルでの実施は困難です。

保存処理が終了後、船体の復元作業の必要性がありますが、船体の専門家が地元県・市におらず、復元にも相当の時間がかかります。

日本初となる復元後の船体の適切な展示公開のために、新たに施設を建設する必要がありますが、負担が大きく、地元県・市では困難です。

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・今後の日本の水中考古学の拠点となるような専門研究機関を、長崎県松浦市鷹島に設置することを要望します。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・専門研究機関が設置されることによって、中国・韓国などを初めとする諸外国との共同研究が可能となり、鷹島における「元寇」という史実を国内外に広く周知させることができるだけでなく、日本各地に残る水中文化遺産に対する保護・活用を図ることができます。また、水中文化遺産の研究拠点として国際的にも評価を得られ、海洋国家として誇示することができるようになります。さらには、「長崎県」「松浦市」「鷹島」などの知名度があがり、研究者のみならず、一般観光客の増加が見込まれ、交流人口の拡大や地域の活性化につながります。

# 30 第69回国民体育大会及び第14回全国障害者スポーツ大会の開催について

【文部科学省、厚生労働省】

## 【提案・要望の具体的内容】

国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催にあたっては、新たに制定されたスポーツ基本法に定める共同開催者の責務として、開催経費の負担を大幅に増額すること

### ○大会の概要

大会名	第69回国民体育大会	第14回全国障害者スポーツ大会
コンセプト	基本目標：「長崎県らしい、魅力あふれる大会」 3つの視点：「文化・スポーツ融合国体」 「県民総参加国体」 「コンパクト国体」	1 『交流』 みんな！ひとつになろう！ 2 『感動』 みんな！輝こう！ 3 『挑戦』 みんな！はばたこう！
主催者	文部科学省、公益財団法人日本体育協会、長崎県	厚生労働省、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、長崎県
大会愛称	「長崎がんばらんば国体」	「長崎がんばらんば大会」
スローガン	「君の夢 はばたけ今 ながさきから」	
開催時期	平成26年（2014年）10月12日～22日	平成26年（2014年）11月1日～3日
開催経費	約74億円程度（うち運営費約56億円程度）	約16億円程度

### ○開催までのスケジュール



大会マスコット  
「がんばくん」「らんばちゃん」

### ○地方スポーツ振興費補助（国民体育大会開催事業[本大会分]）予算の推移（百万円）

H20	H21	H22	H23	H24
379	379	368	350	350

### ○全国障害者スポーツ大会開催事業予算の推移

（百万円）

H20	H21	H22	H23	H24
55	55	55	55	55

**【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。**

- ・スポーツ基本法において、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会は、国、開催都道府県が共同して開催する事業として明確に位置づけられており、国は、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、両大会の実施等に要する経費などの一部を補助することが定められています。
- ・しかしながら、両大会の開催に係る財政的負担のほとんどを開催都道府県が担っている現状にあります。

**【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。**

- ・平成26年開催の長崎国体は、「コンパクト国体」を掲げ、簡素・効率化を念頭に開催準備を進めているものの、大会の運営や競技施設の整備などに多額の支出が想定されます。
  - ・平成21年から実施されている「行政刷新会議」の事業仕分けの結果、平成22、23年度予算が連続して減額、平成24年度予算においては、減額に歯止めがかかったものの、スポーツ基本法に定める共同開催の趣旨に程遠いものとなっています。
- また、全国障害者スポーツ大会についても、共同開催について、新たにスポーツ基本法に位置づけられたにもかかわらず、全く予算への反映がみられませんでした。

(参考)

○国における「地方スポーツ振興費補助（国民体育大会開催事業予算、本大会分）」の推移  
(単位：百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24
予算	379	379	368	350	350

※ 開催経費の見込み額に占めるH24予算の割合 4.7%

○国における「全国障害者スポーツ大会開催事業予算」の推移  
(単位：百万円)

年度	H20	H21	H22	H23	H24
予算	55	55	55	55	55

※ 開催経費の見込み額に占めるH24予算の割合 3.4%

**【3】本県が望むことは以下のとおりです。**

- ・スポーツ基本法に定める共同開催の理念に基づき、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催経費に対する財政支援について、大幅な充実を図っていただくことを望みます。

**【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。**

- ・スポーツ基本法にある、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の共同開催の理念が真に実現されるとともに、両大会の円滑な実施・運営につながります。

# 長崎県の現況

## 1 人口

○平成 22 年国調人口 1,426,779 人（平成 22 年国勢調査総務省発表速報値 [H23.10.26 公表]）

○前回（平成 17 年）国調との対比

・減少数 全国第 7 位 減少率 全国第 6 位

○国勢調査人口の推移

（単位：人）

調査年	県計	指数
昭和 35 年	1,760,421	100
平成 7 年	1,544,934	88
平成 12 年	1,516,523	86
平成 17 年	1,478,632	84
平成 22 年	1,426,779	81

○離島の人口推移

（単位：人）

調査年	本土	指数	離島	指数
昭和 35 年	1,432,825	100	327,596	100
平成 7 年	1,365,495	95	179,439	55
平成 12 年	1,348,443	94	168,080	51
平成 17 年	1,326,312	93	152,320	46
平成 22 年	1,289,796	90	136,983	42

※各年の本土と離島の数値は、平成 24 年 4 月 1 日現在の離島振興法指定有人島の人口

## 2 県内総生産からみた産業構造の状況（平成 21 年度）

国と比べると、第 1 次、第 3 次産業の割合が高く、第 2 次産業が低い。

（単位：％）

	第 1 次産業	第 2 次産業		第 3 次産業
			うち製造業	
本県	2.6	19.7	14.4	80.0
国	1.4	24.3	18.0	76.4

国値：平成 23 年度版 国民経済計算年報（平成 21 年暦年値）

## 3 産業活動の状況

①県内総生産額 43,201 億円（平成 21 年度、全国第 29 位）

②一人あたり県内総生産 3,021 千円（平成 21 年度、全国第 41 位）

③一人あたり県民所得 2,155 千円（平成 21 年度、全国第 44 位）

④産業別生産額

・観光消費額 2,705 億円（平成 22 年）

・農業産出額 1,399 億円（平成 22 年、全国第 22 位）

・海面漁業・養殖業生産額 901 億円（平成 22 年、全国第 2 位）

・製造品出荷額等 17,401 億円（平成 22 年、全国第 38 位）

⑤有効求人倍率 0.63 倍（平成 24 年 2 月、全国 0.75）

⑥誘致企業数の年度別推移

H 6～H 10	H 11～H 15	H 16～H 20	H 21～H 23	H 21～H 23		
				H 21	H 22	H 23
17	35	41	15	6	5	4

## 4 地域指定の状況（平成 24 年 4 月現在）

市町数	離島	過疎	半島	辺地
21	10	12	10	16

※しまの数 594（うち法指定有人島 51）

## 5 県財政の状況

	単位	平成 22 年度		
		長崎県	全国	順位
財政力指数		0.29687	0.48985	41
歳入に占める県税の構成比	％	15.4	24.6	41
歳入に占める交付税の構成比	％	30.6	23.4	8
自主財源比率	％	33.1	41.1	41
県民一人あたり県税	円	76,881	126,216	46
県民一人あたり地方債残高	円	818,549	678,787	21

## 6 市町村合併の状況

		H11.3.31 現在	H24.3.31 現在	減少率
		市町村数	市	
	町	70	8	－
	村	1	0	－
	計	79	21	73.4％
うち人口 1 万人未満		56	2	96.4％



[2012]

和牛の祭典 in ながさき

第10回  
全国和牛能力共進会  
長崎県大会

2012年  
10月25日(木) ▶ 29日(月)



「かさへくん」

[2013]

全国の高校生の文化の祭典  
長崎で開催！

7/31<sup>2013</sup>水 ▶▶▶ 8/4日

2013  
長崎

第37回 全国高等学校総合文化祭  
しおかぜ総文祭

集え長崎 帆を張れ文化の船に



めいろん  
英龍

[2014]



がんばくん

長崎 **がんばらんば** 国体 2014  
長崎 **がんばらんば** 大会 2014

第69回国民体育大会 / 第14回全国障害者スポーツ大会 君の夢 はばたけ今 ながさきから